

# 第2期 上野原市子ども・子育て支援 事業計画



令和2年3月  
上野原市



# 目次

<b>第1章 計画の策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の背景.....	2
2 計画策定の趣旨.....	3
3 計画の位置付け.....	4
4 計画の期間.....	8
5 計画の策定体制.....	9
<b>第2章 子ども・子育てを取り巻く現状</b> .....	<b>11</b>
1 上野原市の状況.....	12
2 アンケート調査結果からみえる現状.....	25
3 第2期計画策定に向けた課題.....	38
<b>第3章 計画の基本理念、基本目標</b> .....	<b>43</b>
1 基本理念.....	44
2 基本的な視点.....	45
3 基本目標.....	46
4 施策の体系.....	48
<b>第4章 施策の展開</b> .....	<b>49</b>
基本目標1 すべての子育て家庭を支援する仕組みづくり.....	50
基本目標2 子どもの健やかな成長を支える環境づくり.....	61
基本目標3 豊かな個性を育むたくましい人づくり.....	67
基本目標4 安心・安全に子育てができるまちづくり.....	74

## 第5章 教育・保育の量の見込みと確保方策、実施時期..... 79

- 1 教育・保育提供区域の設定..... 80
- 2 人口の見込み..... 81
- 3 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育..... 82
- 4 地域子ども・子育て支援事業..... 85
- 5 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保..... 98
- 6 子育てのための施設利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項..... 99

## 第6章 計画の推進..... 101

- 1 計画の進捗管理..... 102
- 2 計画の推進..... 102

## 参考資料..... 103

- 1 上野原市子ども・子育て会議条例..... 104
- 2 上野原市子ども・子育て会議委員名簿..... 106
- 3 上野原市子ども・子育て会議の開催経過..... 107
- 4 用語解説..... 108



# 第 1 章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景

我が国の急速な少子・高齢化の進展は、人口構造にひずみを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。



また、核家族化の進展、地域におけるコミュニティの希薄化、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもたちへの貧困の連鎖、若年層における自殺の深刻化など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。加えて、IoT、ロボット、人工知能（AI）、ビッグデータといった社会の在り方に影響を及ぼす新たな技術の進展が進んできており、学校や学びの在り方など新たな局面を迎えています。

こうしたことから、子どもを産み、育てる喜びが実感できる社会の実現、次世代の子どもたちが未来を生き抜く力を身に付けることができる社会の構築など、子育て・子育ちを社会全体で支援していくことが喫緊の課題となっています。

このような社会情勢の変化の中、これまで国では、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27年4月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせました。

しかしながら、25歳から44歳の女性就業率の上昇や、それに伴う保育の申込者数の増加などにより、平成31年4月時点の全国の待機児童数は1万6,772人と減少傾向となっているものの、保育を必要とするすべての子ども・家庭が利用できていない状況です。

待機児童の解消は待ったなしの課題であり、国では平成29年6月に「子育て安心プラン」を公表し、平成30年度から令和4年度末までに女性の就業率80%にも対応できる約32万人分の保育の受け皿を整備することとしています。

また、就学児童においても、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、平成30年9月には、「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業の計画的な整備等を進めていくこととされました。

## 2 計画策定の趣旨

上野原市においては、これまで平成27年3月に「上野原市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て支援を総合的に進めてきました。

計画の基本理念として「子どもと親の笑顔が輝くまち うえのはら」を掲げ、すべての子どもが、健やかに成長していくためには、家庭や地域、学校、保育施設等の連携が重要としています。

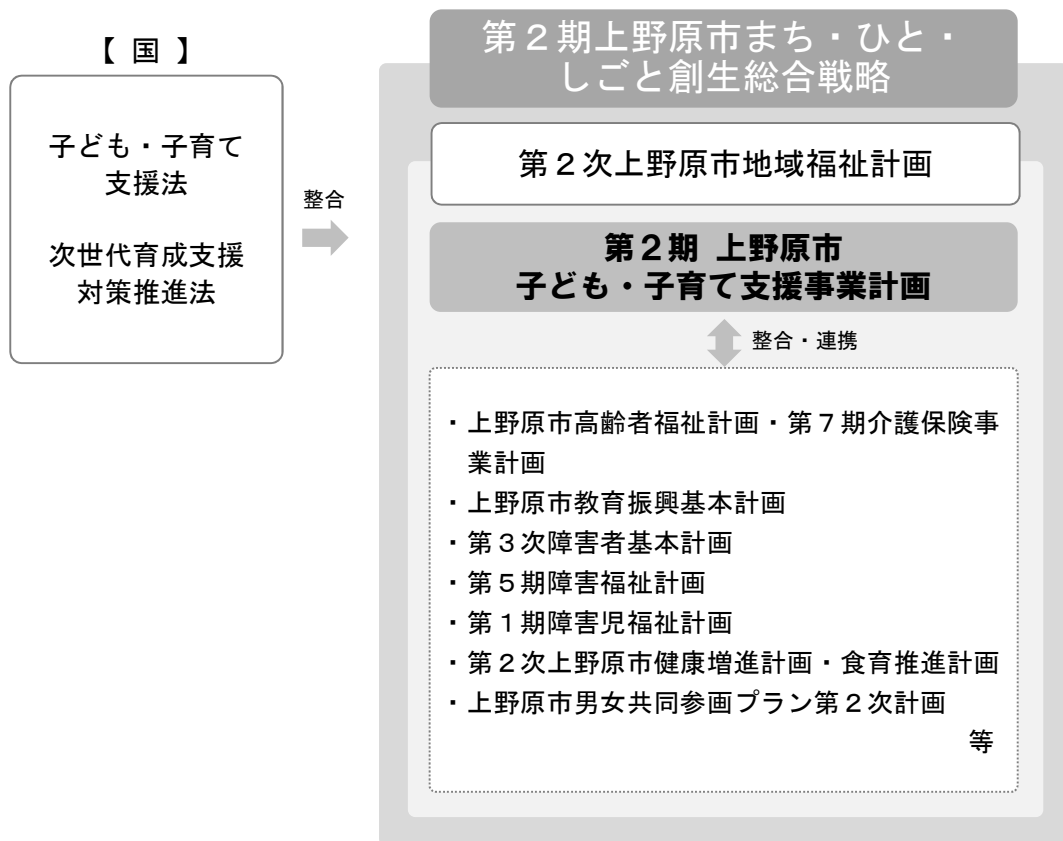
そして、子どもが求めていること、子どもにとって必要なことを考え、子どもの権利が尊重され、上野原市を担う子どもたちが健やかに育つよう、また、子どもを産み育てる男女が結婚や出産、仕事にやりがいや希望を感じながら、互いに協力し、安心して子育てができるまちづくりを目指しています。

この度、「上野原市子ども・子育て支援事業計画」が令和元年度で最終年度を迎えることから、引き続き計画的に施策を推進するため「第2期 上野原市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、社会状況の変化に対応しつつ、各計画と連携しながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進していき、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指していきます。

### 3 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく子ども・子育て支援事業計画として、すべての子どもの健やかな育ちと子育て中の保護者を支援するとともに、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、教育・保育施設、学校、事業者や行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育て支援を推進するものです。

また、本計画は、次世代育成支援対策推進法による「市町村行動計画」として策定するとともに、市総合計画の子ども・子育てに関連する分野の部門別計画として位置付けます。





## 【第2期上野原市まち・ひと・しごと創生総合戦略】

### ○将来に向けて取り組むべき視点

1. 魅力ある雇用の創出と就職支援
2. 結婚・出産・子育て支援
3. 地域資源を活かしたまちづくり
4. 安心な暮らしを守るまちづくり
5. 上野原への人の流れをつくる
6. 高齢者の健康づくり、仕事づくり、生きがいづくり
7. 協働と人づくり ～人と地域の重層ネットワーク連携～
8. 新しい時代の流れを力にする

### ○基本目標

1. 魅力ある雇用の創出と担い手の確保するまちづくり
  - ①地域資源を活用した新規産業・雇用の創出
  - ②起業・創業の支援、事業環境の整備
2. 多くの人を訪れ、住みたくなるまちづくり
  - ①魅力ある情報発信力の強化
  - ②地域資源を活かした環境整備と賑わいの創出
  - ③移住・定住の促進
  - ④上野原への資金の流れをつくる
3. 結婚・出産・子育ての希望をかなえるまちづくり
  - ①出会いから結婚への支援
  - ②妊娠・出産・子育てに対する経済的支援と環境づくり
  - ③ワーク・ライフ・バランスの実現
4. 時代にあった地域をつくり、快適で安心な暮らしを守るまちづくり
  - ①人生100年時代を見据えた長寿社会の形成
  - ②誰もが安心して暮らせる環境の整備
5. 連携と協働で郷土愛あふれるまち・ひとを育むまちづくり
  - ①郷土愛を育む教育の推進
  - ②連携と協働によって地域を元気にする人材づくり

## 【上野原市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画】

### ○基本理念

みんなでつくろう 一人ひとりがともに作る 健康と長寿のまち うえのはら

### ○基本目標

- 1 生きがいづくりと社会参加の実現
- 2 地域包括ケアシステムの構築
- 3 質の高い介護サービスの提供
- 4 介護予防及び認知症施策の推進
- 5 安全・安心な暮らしができるまちづくり

## 【上野原市教育振興基本計画】

### ○基本理念

健やかに学び 輝く未来を拓く 心ふれあう上野原の人づくり

### ○基本目標

- 1 社会を生き抜く力を育む教育体制の充実に向けて取り組みます
- 2 生涯学習と文化・スポーツ活動の振興に向けて取り組みます
- 3 魅力ある学校づくりと家庭・地域と連携した教育に取り組めます

## 【第3次障害者基本計画】

### ○基本理念

みんなでつくろう とともに支え合い 安心して暮らせる おもいやりのまち うえのはら

### ○基本目標

- 1 お互いを尊重し理解し合うまちづくり
- 2 相談・情報提供の充実したまちづくり
- 3 保健・医療・福祉の充実したまちづくり
- 4 さまざまな生きがいのあるまちづくり
- 5 安全・安心な暮らしができるまちづくり

## 【第5期障害福祉計画、第1期障害児福祉計画】

### ○2020年度（平成32年度）末の成果目標

- 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 3 地域生活支援拠点等の整備
- 4 福祉施設から一般就労への移行等
- 5 障害児支援の提供体制の整備等

### ○障害福祉サービスの見込量と確保策

### ○障害児支援の見込量と確保策

### ○地域生活支援事業等の見込量と確保策

## 【第2次上野原市健康増進計画・食育推進計画】（うえのはら健康・楽・ラクプラン）

### ○基本理念

自らが意識することからはじまる 楽・ラクできる健康づくり・仲間づくり・まちづくり

### ○大目標

健康寿命の延伸

### ○計画目標

- 1 生活習慣及び社会環境の改善
- 2 主要な生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底
- 3 社会生活を営むために必要な機能の維持・向上
- 4 健康を支え、守るための社会環境の整備
- 5 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策

## 【上野原市男女共同参画プラン第2次計画】

### ○基本理念

あなたも主役 ～一人ひとりが生き生き輝くまち～

### ○基本施策

- 1 男女差に対する固定観念の改革及びDV、ハラスメント防止の推進
- 2 ワーク・ライフ・バランスおよび働く場での男女共同参画の推進
- 3 男女が自立した社会の推進と、基盤となる生活環境の整備

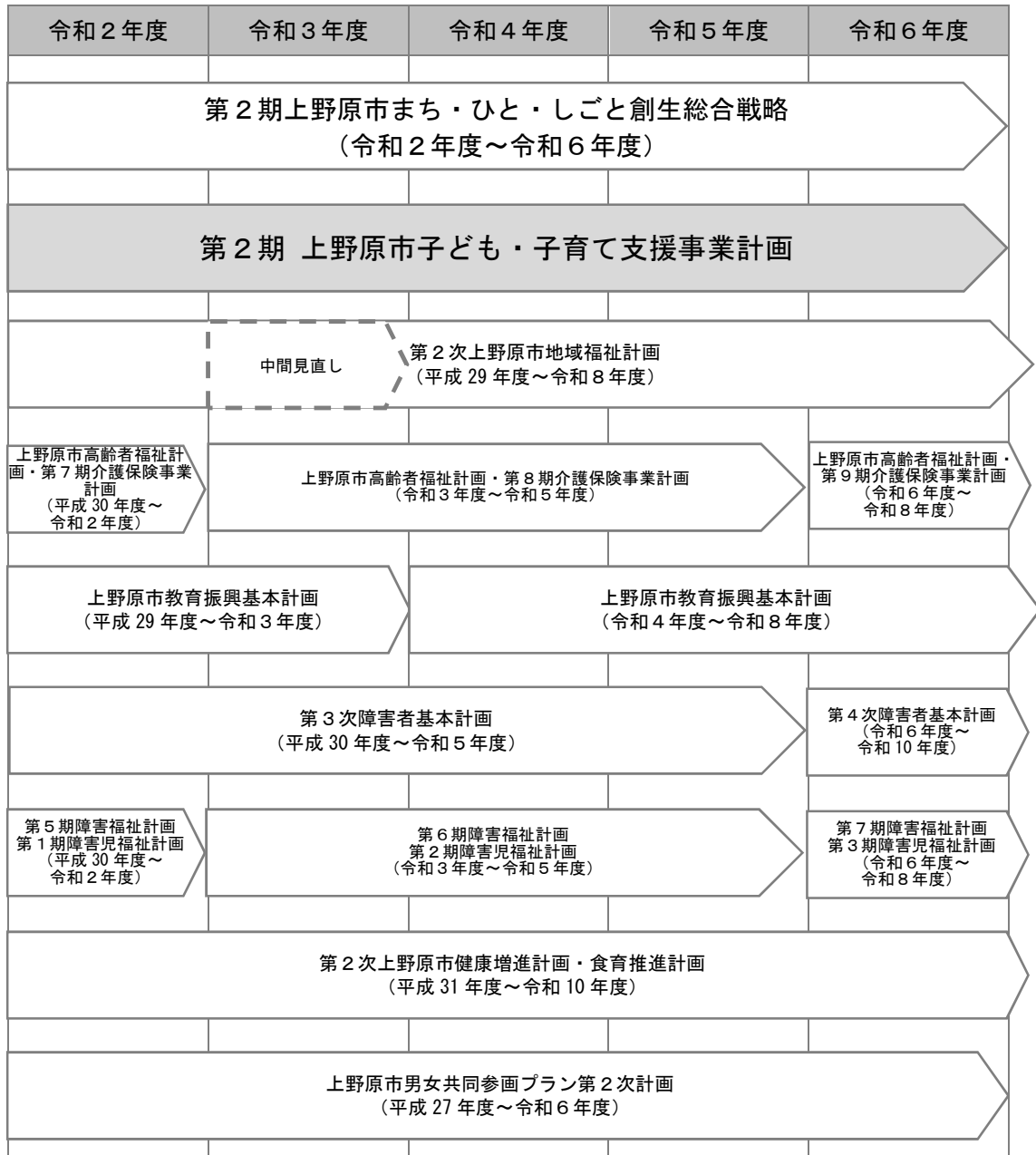
### ○基本目標

- 1 平等の意識をもち、男女の人権を尊重するまち
- 2 男女がゆとりと思いやりをもって暮らせるまち
- 3 男女が自立し、協力し合い、安心して暮らせるまち

## 4

## 計画の期間

「子ども・子育て支援法」では、市町村は令和2年度から5年間で1期とした事業計画を定めるものとしています。本計画は、5年ごとに策定するものとされていることから、令和2年度から令和6年度までを計画期間とします。



## 5 計画の策定体制

### (1) 市民ニーズ調査の実施 . . . . .

本計画を策定するための基礎資料を得るため、「子ども・子育て支援事業に係る基礎調査」を実施し、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望などの把握を行いました。

#### ①調査対象

上野原市在住の小学校就学前のお子さん、小学生のお子さんの保護者

#### ②調査期間・方法

平成30年12月6日から平成30年12月21日

- ・就学前児童：施設配布・施設回収（未就園児は郵送配布・郵送回収）
- ・小学校児童：学校配布・学校回収

#### ③回収状況

	配布数	回答者数	有効回答率
就学前児童世帯	534 通	353 通	66.1%
小学生児童世帯	452 通	378 通	83.6%

### (2) 上野原市子ども・子育て会議による審議 . . . . .

計画の策定にあたり、子育て当事者等の意見を反映するとともに、子どもたちをとりまく環境や子育て家庭の実情を踏まえた計画とするため、市民、事業主、学識経験者及び子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「上野原市子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について協議しました。

### (3) パブリックコメントの実施 . . . . .

令和2（2020）年1月6日～1月31日に、パブリックコメントを実施し、計画素案に対する幅広い意見を聴取しました。





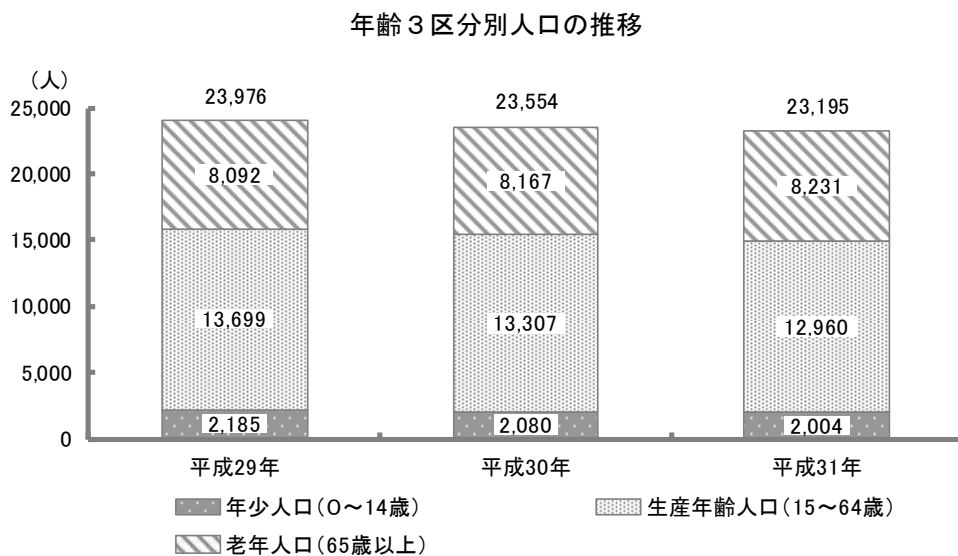
## 第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

# 1 上野原市の状況

## (1) 人口の状況

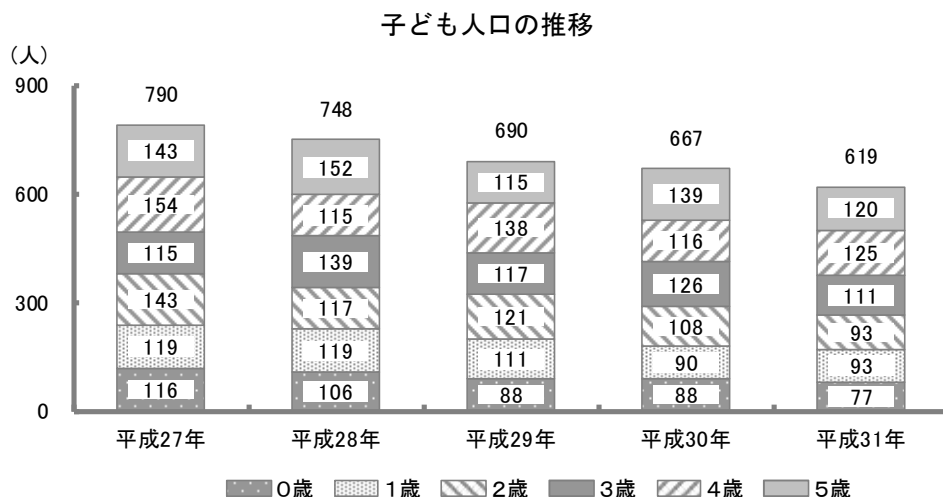
### ① 年齢3区分別人口の推移

本市の人口推移をみると、総人口は年々減少し、平成31年4月1日現在で23,195人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）は減少しているのに対し、老年人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化が進んでいます。



### ② 年齢別就学前児童数の推移

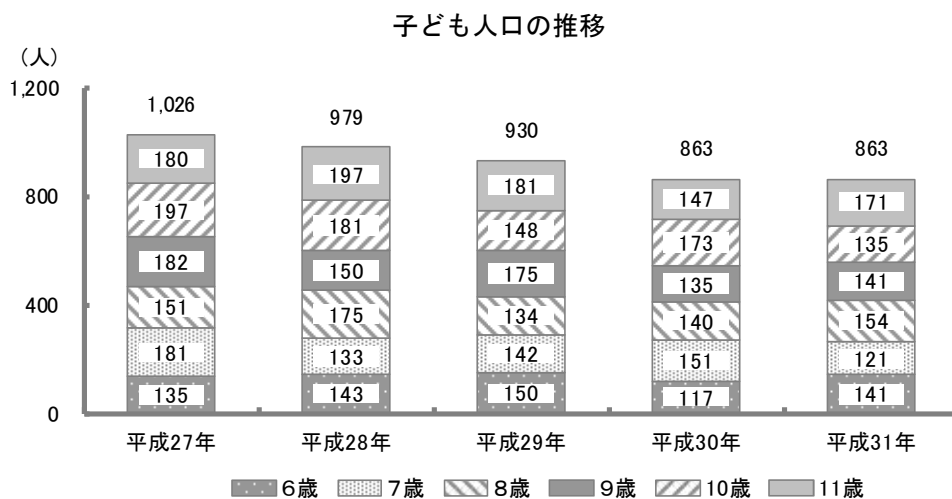
本市の0歳から5歳の子ども人口は平成27年以降年々減少しており、平成31年4月1日現在で619人となっています。平成27年に比べて21.6%減少しています。





### ③ 年齢別就学児童数の推移

本市の6歳から11歳の子ども人口は平成27年以降減少しており、平成31年4月1日現在で863人となっています。平成27年に比べて15.9%減少しています。

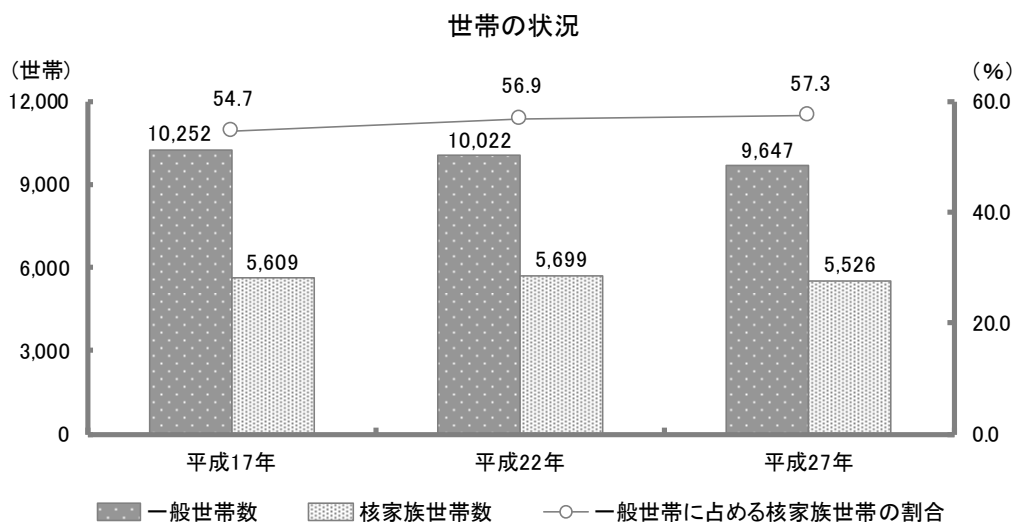


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

## (2) 世帯の状況

### ① 一般世帯・核家族世帯の状況

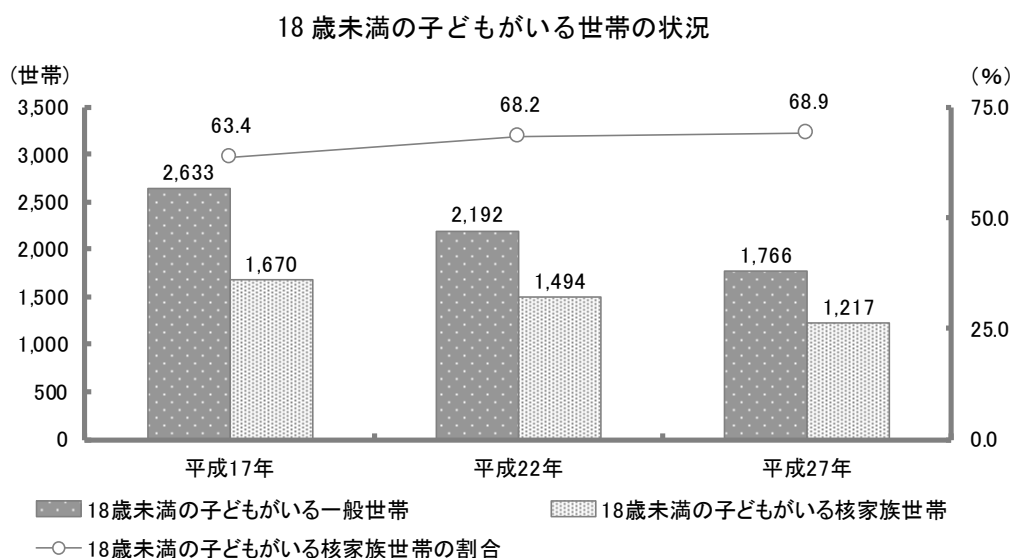
本市の核家族世帯数は減少しており、平成27年で5,526世帯となっています。また、一般世帯数も減少しており、一般世帯に占める核家族世帯の割合は増加しています。



資料：国勢調査

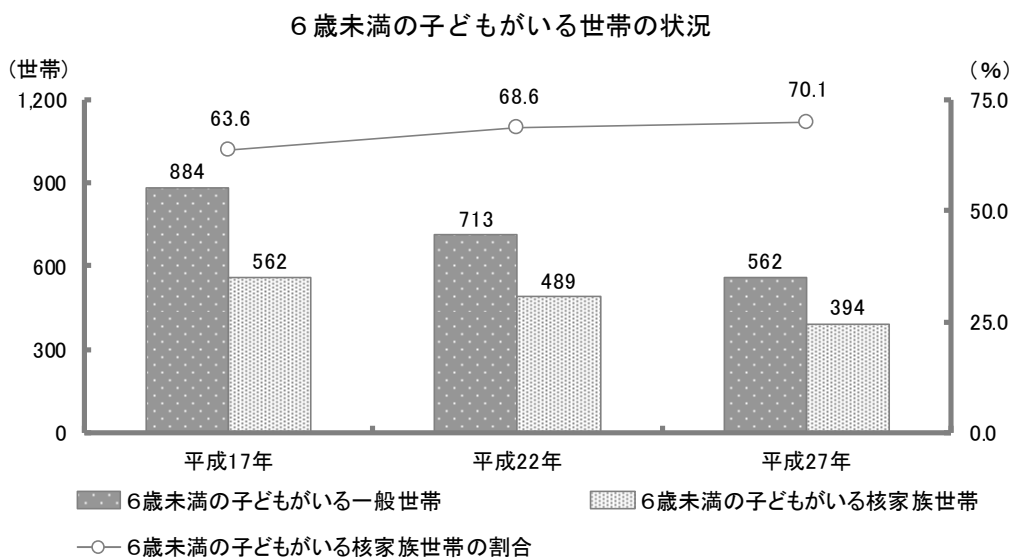
## ② 18歳未満の子どもがいる世帯の状況

本市の18歳未満の子どもがいる一般世帯数は年々減少しており、平成27年で1,766世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる核家族世帯数も減少しており、核家族世帯の割合は増加しています。



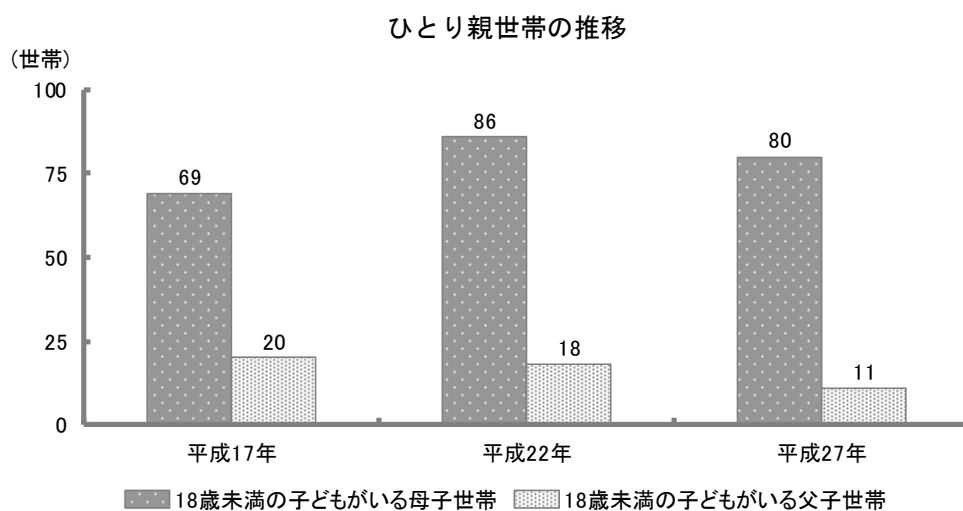
## ③ 6歳未満の子どもがいる世帯の状況

本市の6歳未満の子どもがいる一般世帯数は年々減少しており、平成27年で562世帯となっています。また、6歳未満の子どもがいる核家族世帯数も減少しており、核家族世帯の割合は増加しています。



#### ④ ひとり親世帯の推移

本市の18歳未満の子どもがいる母子世帯は平成22年に増加した後、僅かに減少し、平成27年で80世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる父子世帯は減少しています。

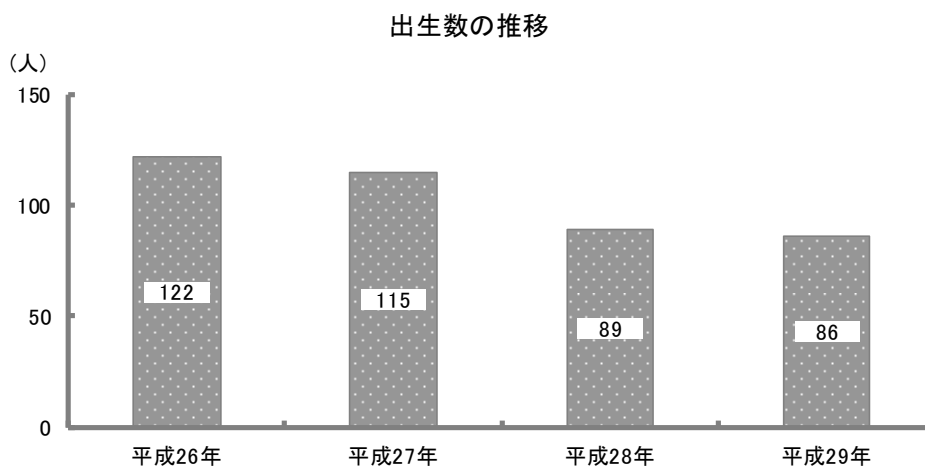


資料：国勢調査

### (3) 出生の状況 ●●●●●●●●

#### ① 出生数の推移

本市の出生数は年々減少しており、平成29年で86人と過去4年間で約3割減少しています。

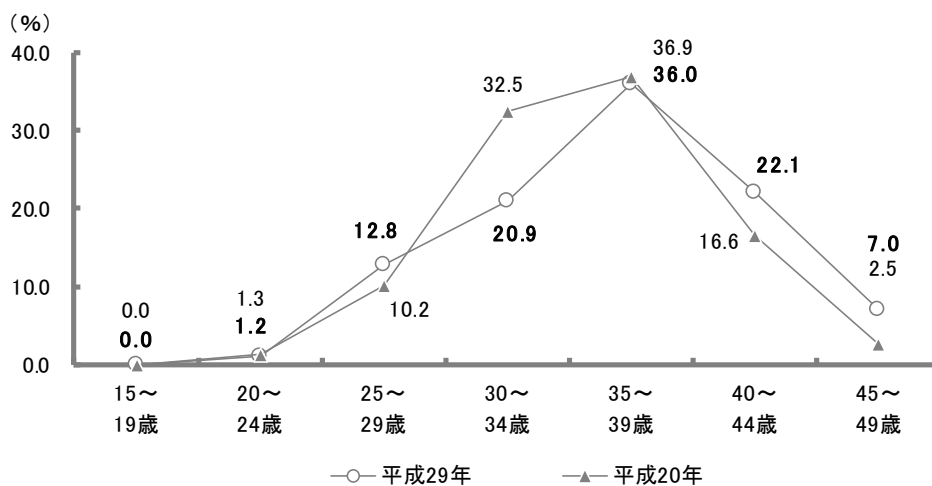


資料：山梨県人口動態統計

## ② 母親の年齢（5歳階級）別出生割合の推移

本市の母の年齢（5歳階級）別出生割合の推移をみると、平成20年に比べ平成29年で、30～34歳の割合が減少しているのに対し、40～49歳の割合が増加していることから晩産化が進行していることがうかがえます。

母の年齢（5歳階級）別出生割合の推移

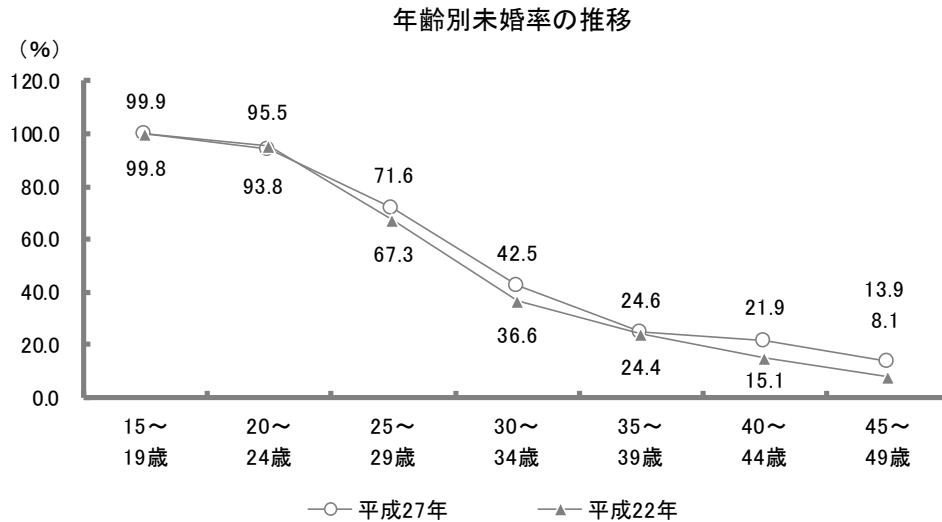


資料：山梨県人口動態統計

## (4) 未婚・結婚の状況

### ① 年齢別未婚率の推移

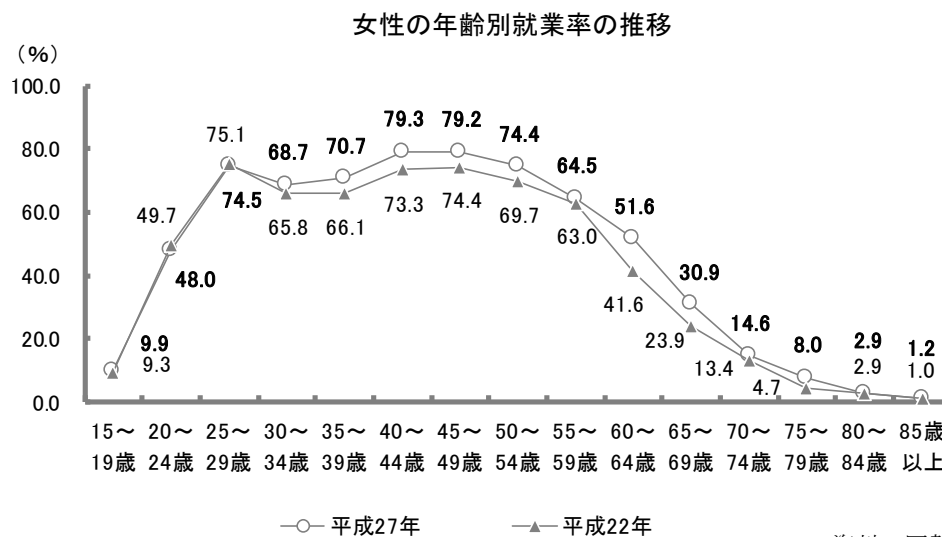
本市の年齢別未婚率の推移をみると、平成22年に比べ平成27年で25歳以上の未婚率が上昇していることから、晩婚化が進行していることがうかがえます。



## (5) 就業の状況

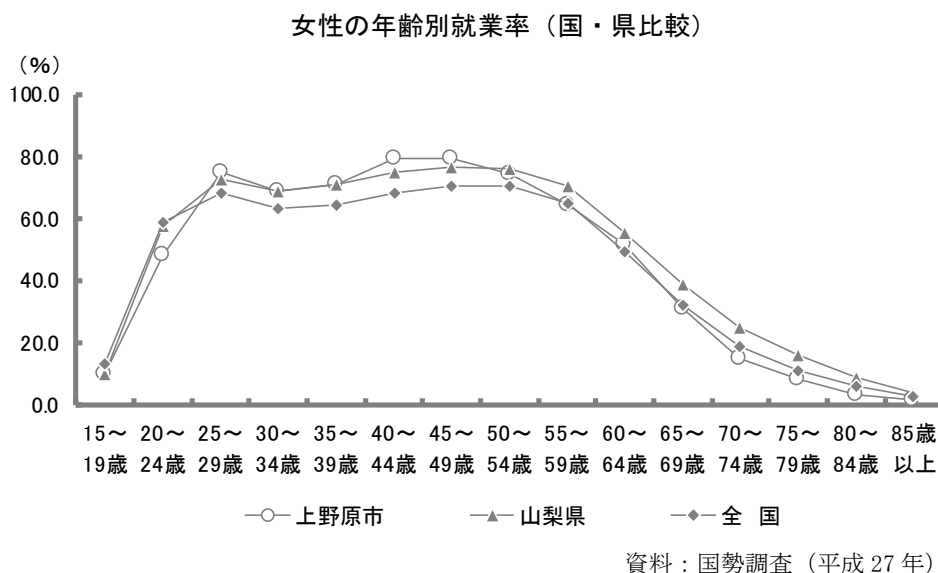
### ① 女性の年齢別就業率の推移

本市の女性の年齢別就業率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。近年では全体的に就業率が上昇し、特に落ち込みの大きい30～39歳の就業率も平成22年に比べ平成27年で上昇しています。



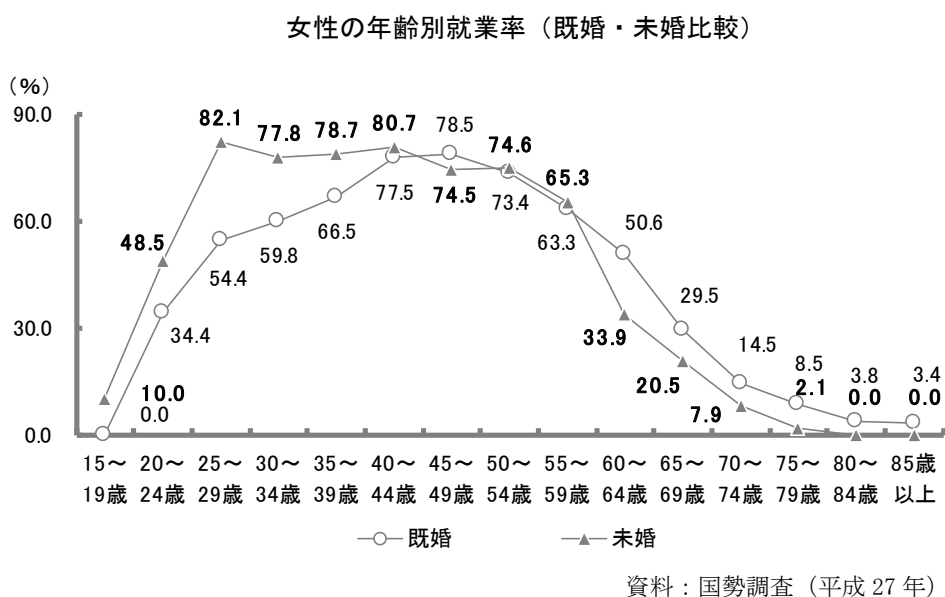
## ② 女性の年齢別就業率（国・県比較）

本市の平成27年の女性の年齢別就業率を全国、県と比較すると、25～64歳までで全国より高く、山梨県と比較すると、25～39歳まで、類似の推移を辿っています。



## ③ 女性の年齢別就業率（既婚・未婚比較）

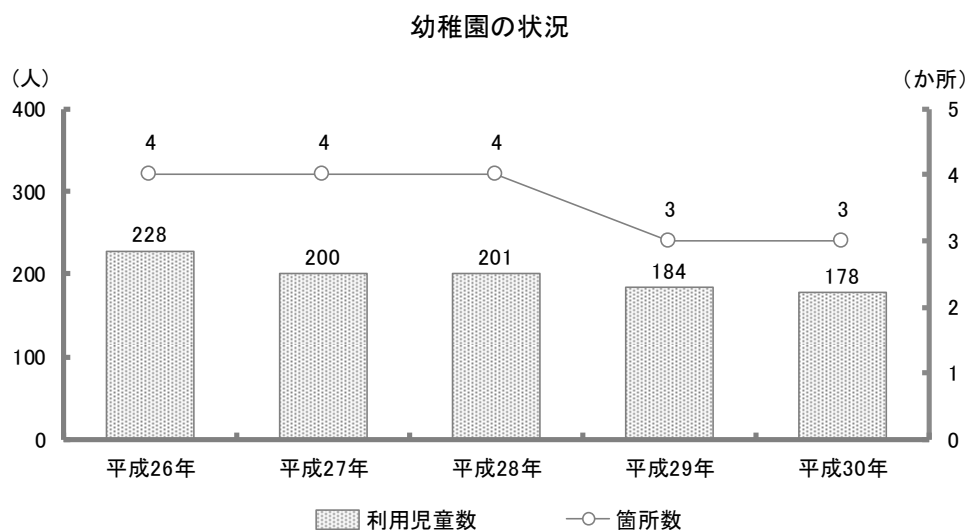
本市の平成27年の女性の未婚・既婚別就業率をみると、特に20歳代から30歳代において既婚者に比べ未婚者の就業率が高くなっています。



## (6) 教育・保育サービス等の状況

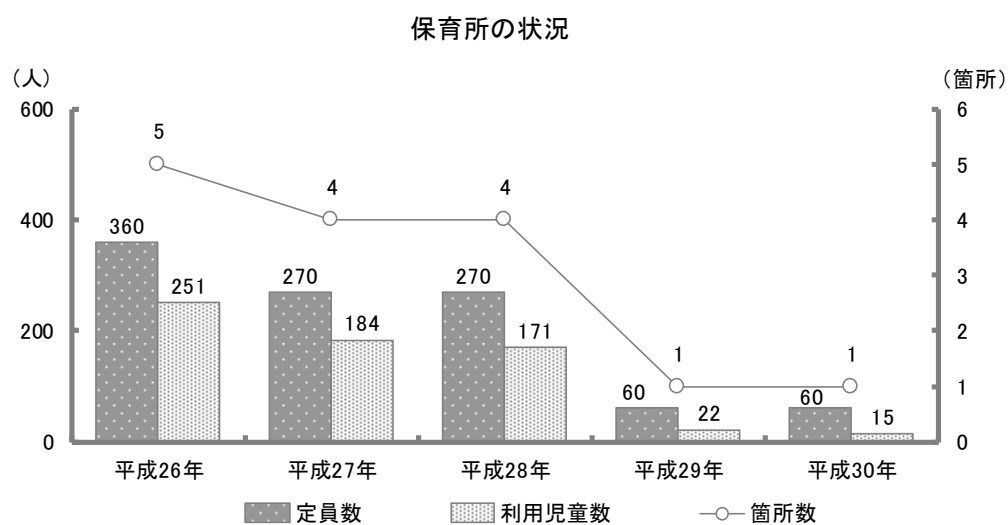
### ① 幼稚園の状況

本市の幼稚園の状況をみると、箇所数・利用児童数ともに減少傾向となっており、平成30年で利用児童数は178人となっています。



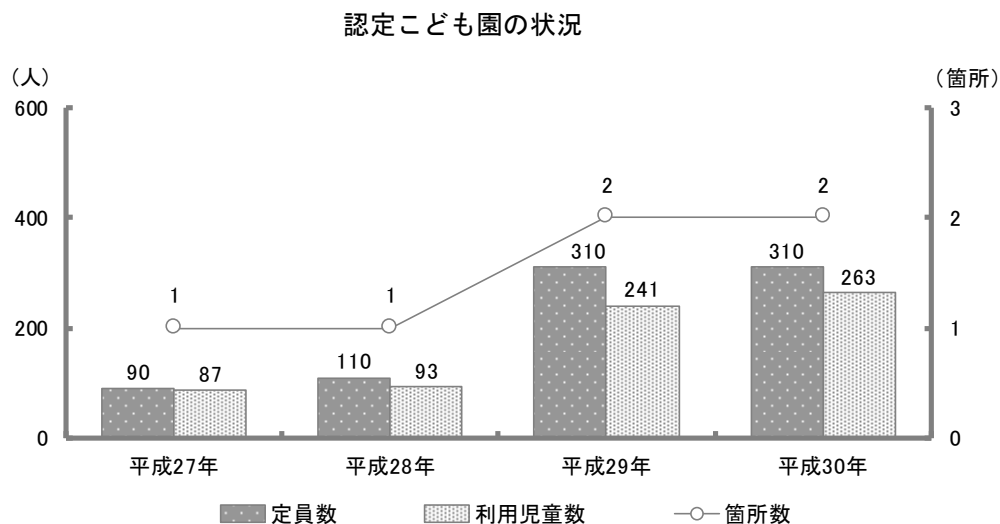
### ② 保育所の状況

本市の保育所の状況をみると、定員数・箇所数・利用児童数ともに減少傾向にあり、平成30年で定員数60人、利用児童数15人となっています。



### ③ 認定こども園の状況

本市の認定こども園の状況をみると、利用児童数は年々増加傾向にあります。

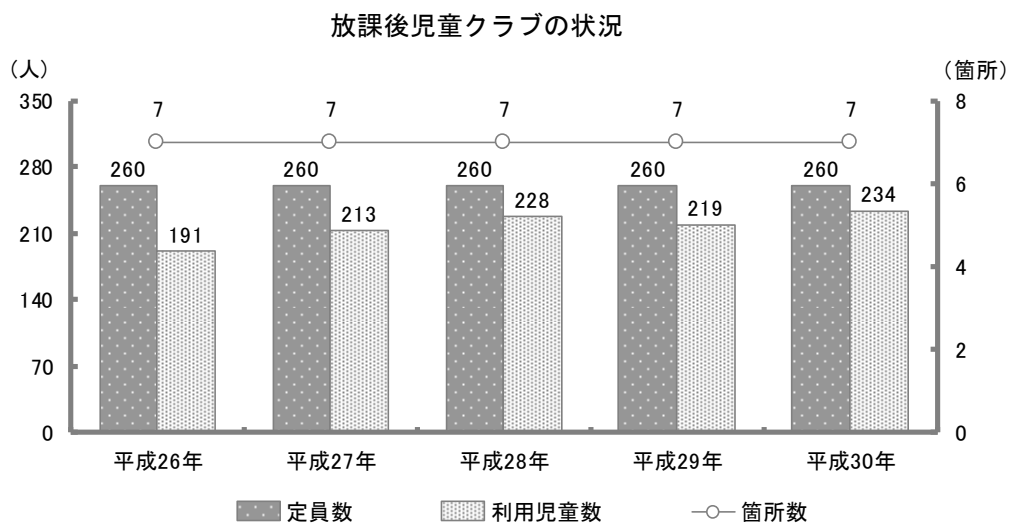


資料：子育て保健課

## (7) 放課後児童クラブの状況 . . . . .

### ① 放課後児童クラブの状況

本市の放課後児童クラブにおける定員数・箇所数は横ばいのみです。利用児童数は、増加傾向にあり、平成31年で234人となっています。



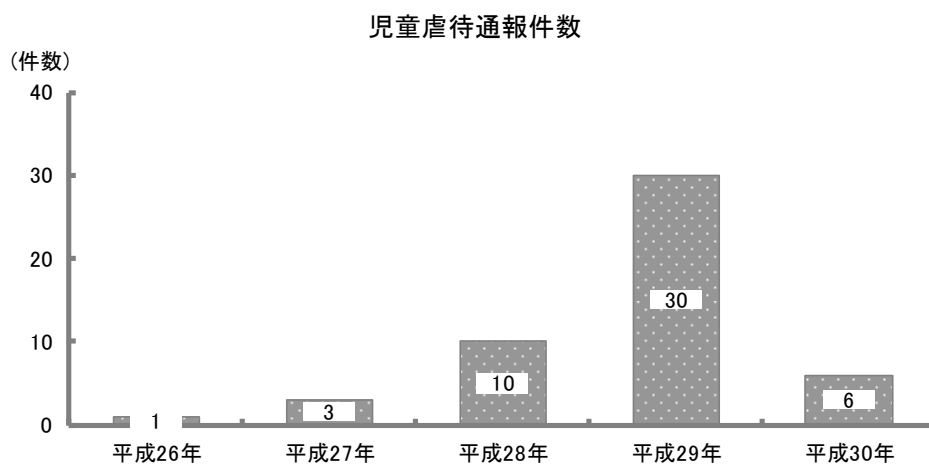
資料：子育て保健課



## (8) その他の状況 . . . . .

### ① 児童虐待通報件数の推移

本市の児童虐待通報件数は平成29年には前年の3倍となる30件まで増加していましたが、平成30年には減少し6人となっています。5年前と比べると、5件増加しています。

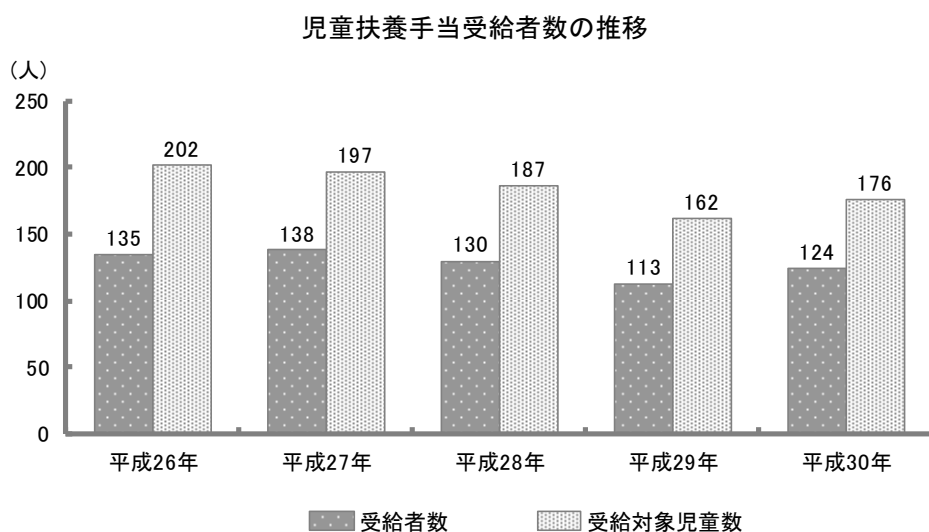


注：新規通報件数を表示。平成29年度は精神的虐待通報件数を含む。

資料：子育て保健課

### ② 児童扶養手当受給者数の推移

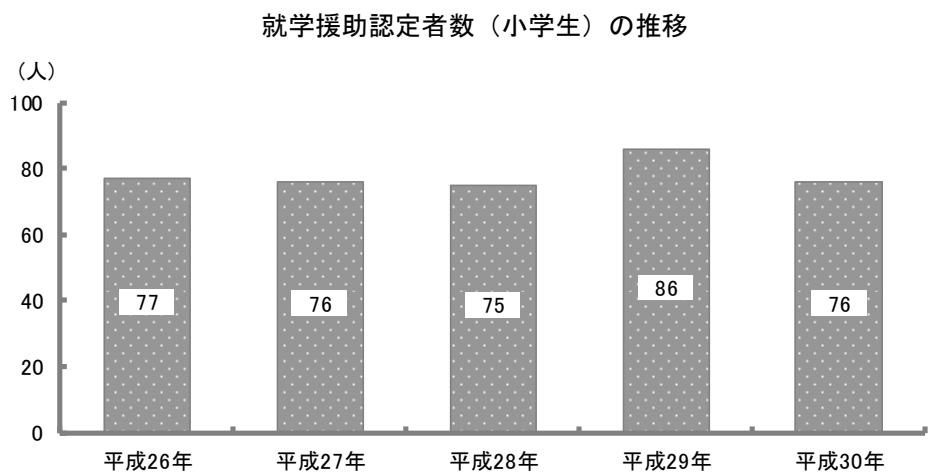
本市の児童扶養手当受給者数・受給対象児童数は減少傾向にあり、平成30年で受給者数が124人、受給対象児童数が176人となっています。



資料：子育て保健課

### ③ 就学援助認定者数（小学生）の推移

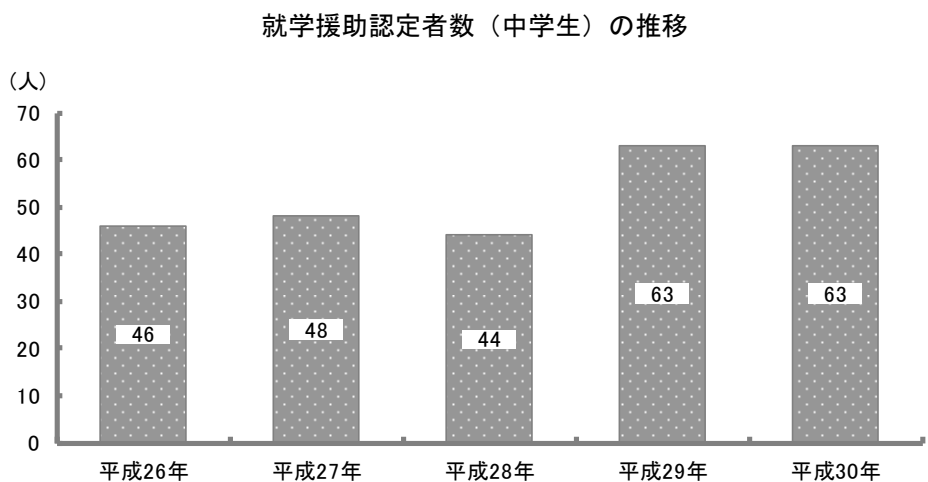
本市の小学生における就学援助認定者数は増減を繰り返しており、平成30年で認定者数が76人となっています。



資料：学校教育課

### ④ 就学援助認定者数（中学生）の推移

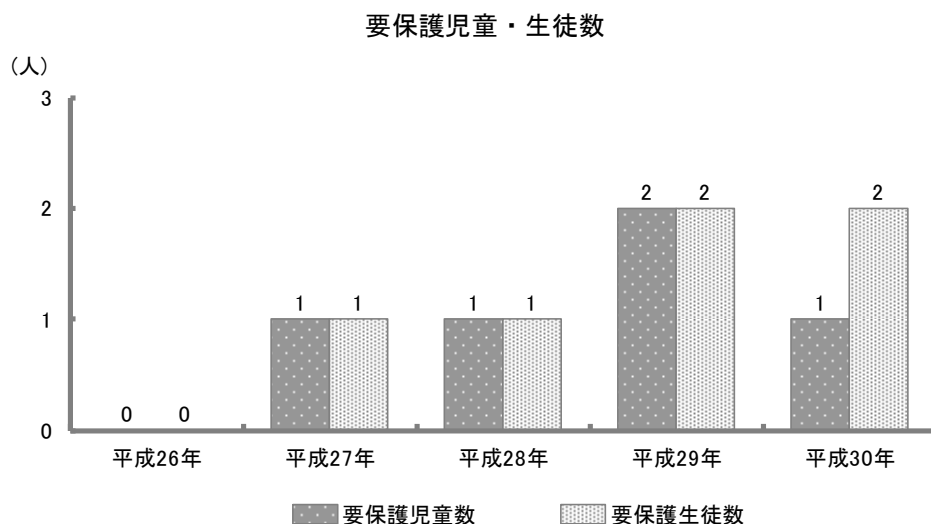
本市の中学生における就学援助認定者数は増加傾向にあり、平成30年で認定者数が63人となっています。



資料：学校教育課

### ⑤ 要保護児童・生徒数の推移

本市の要保護児童数・生徒数は横ばいで、平成30年で要保護児童数が1人、生徒数が2人となっています。



資料：学校教育課

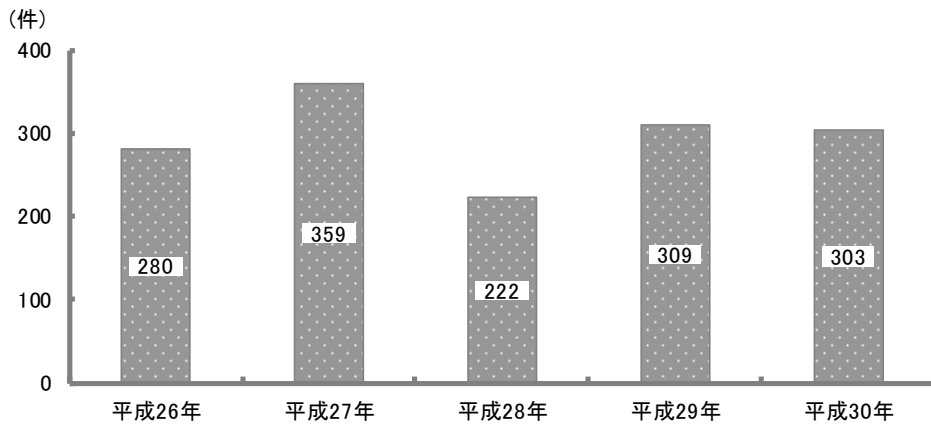
### ⑥ いじめ認知件数の推移

本市いじめ防止基本方針では、いじめはどの児童・生徒にも、起こりうるものであるため、すべての児童・生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であることなどを、いじめ防止等に関する基本的な考え方として定めており、各小中学校においても、それぞれの基本方針に基づき早期発見、早期対応に取り組んでいます。

また、いじめ問題対策連絡協議会においては、情報交換などを行い、いじめ防止に関する機関及び団体の連携推進を図っています。

本市のいじめ認知件数は増減を繰り返しており、平成30年で303件と過去5年間で約1割増加しています。教育委員会では各小中学校に対して積極的な認知を推進しており、認知件数は増加の傾向にありますが、303件のうち283件はいじめが解消している状況にあります。

いじめ認知件数の推移



資料：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

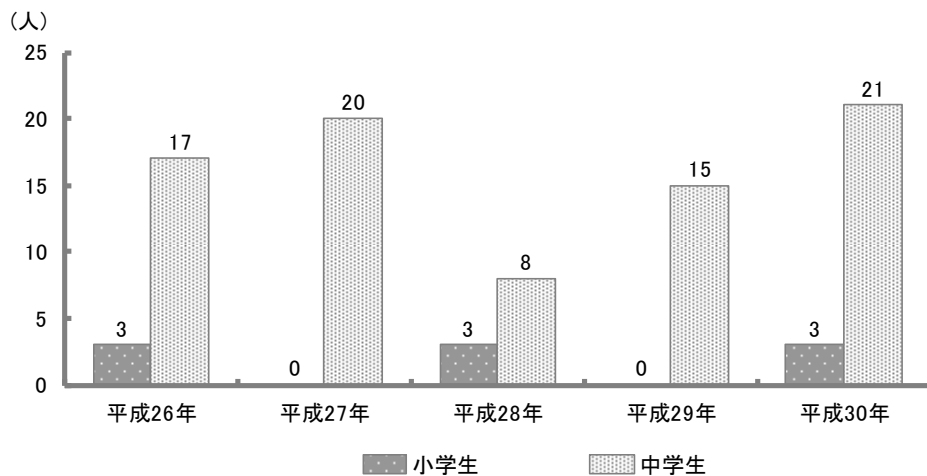
⑦ 不登校児童・生徒数の推移

本市の不登校児童数は増減を繰り返しており、平成30年で小学生が3人ですが、中学生は21人と増加傾向にあります。

不登校の主な理由は、対人関係に不安を感じていたり、家庭に起因している状況にあります。

こうしたことから、教育委員会では適応指導教室（教室名：ステップ）において、不登校児童・生徒及びその保護者に対して相談業務などの取り組みをしています。

不登校児童・生徒数の推移



資料：公立小中学校における長期欠席児童生徒に関する月別状況

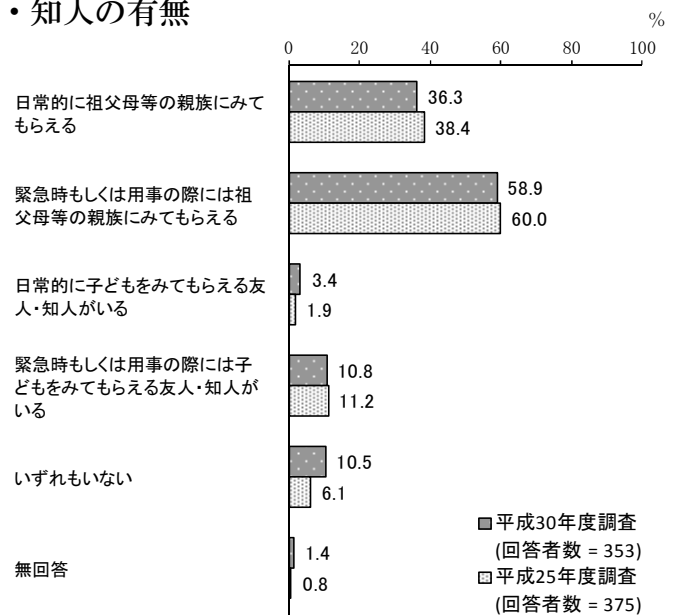
## 2 アンケート調査結果からみえる現状

### (1) 子どもと家族の状況について

#### ① 日常的・緊急時にみてもらえる親族・知人の有無

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が58.9%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が36.3%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」の割合が10.8%となっています。

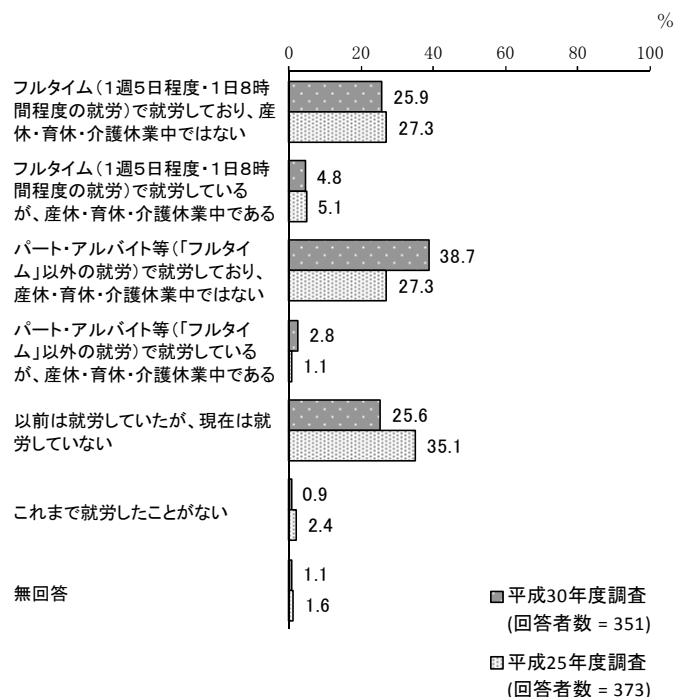
平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



#### ② 母親の就労状況

「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が38.7%と最も高く、次いで「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が25.9%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が25.6%となっています。

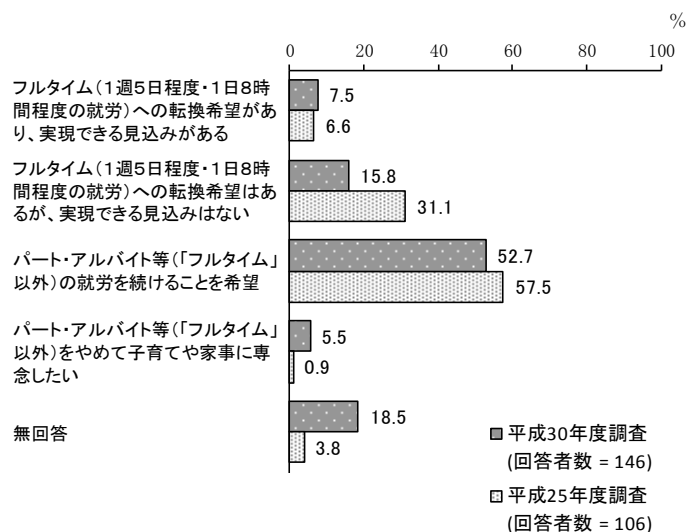
平成25年度調査と比較すると、「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が増加しています。一方、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が減少しています。



### ③ 母親の就労意向（就労者の就労意向）

「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）の就労を続けることを希望」の割合が52.7%と最も高く、次いで「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度）への転換希望はあるが、実現できる見込みはない」の割合が15.8%となっています。

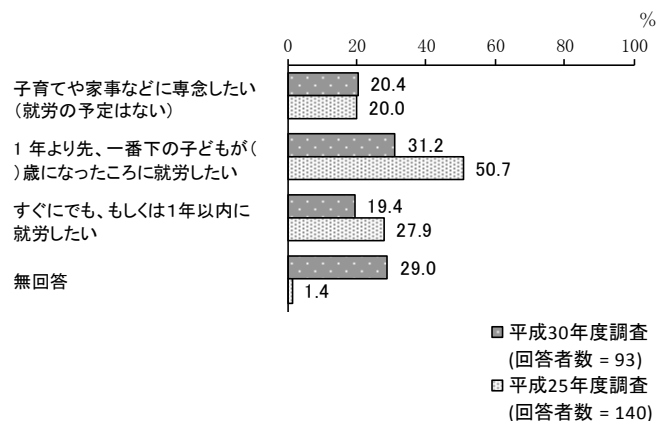
平成25年度調査と比較すると、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度）への転換希望はあるが、実現できる見込みはない」の割合が減少しています。



### ④ 母親の就労意向（未就労者の就労意向）

「1年より先、一番下の子どもが（ ）歳になったところに就労したい」の割合が31.2%と最も高く、次いで「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」の割合が20.4%、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」の割合が19.4%となっています。

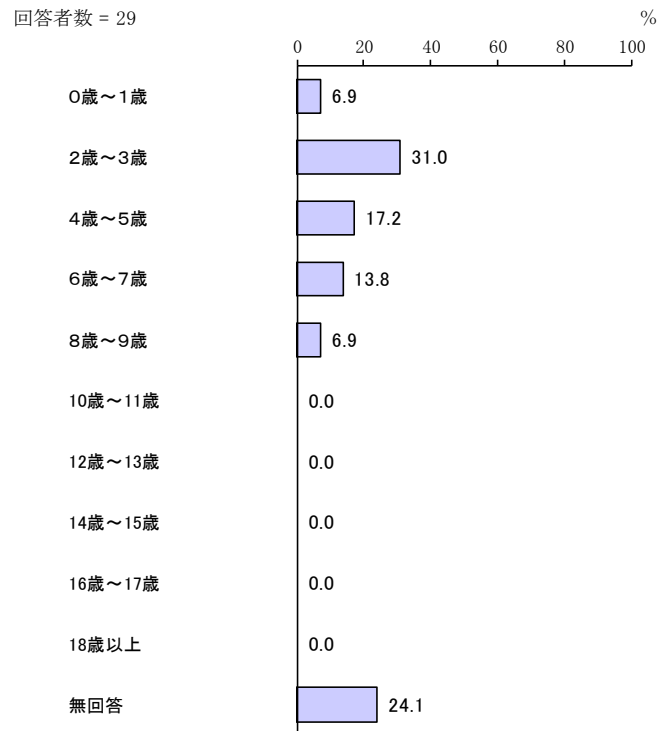
平成25年度調査と比較すると、「1年より先、一番下の子どもが（ ）歳になったところに就労したい」「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」の割合が減少しています。



(ア) 1年より先、一番下の子どもが ( ) 歳になったころに就労したい

「2歳～3歳」の割合が31.0%と最も高く、次いで「4歳～5歳」の割合が17.2%、「6歳～7歳」の割合が13.8%となっています。

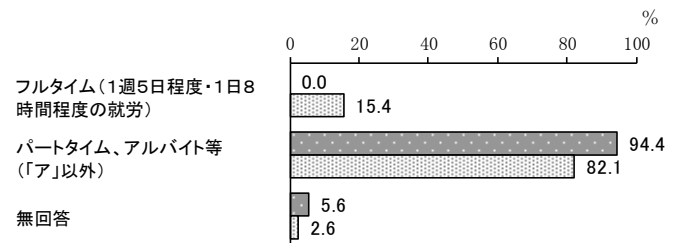
平成25年度調査と比較すると、「0歳～1歳」「2歳～3歳」「4歳～5歳」「6歳～7歳」「8歳～9歳」の割合が増加しています。



(イ) 希望する就労形態

「パートタイム、アルバイト等(「ア」以外)」の割合が94.4%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「パートタイム、アルバイト等(「ア」以外)」の割合が増加しています。一方、「フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)」の割合が減少しています。

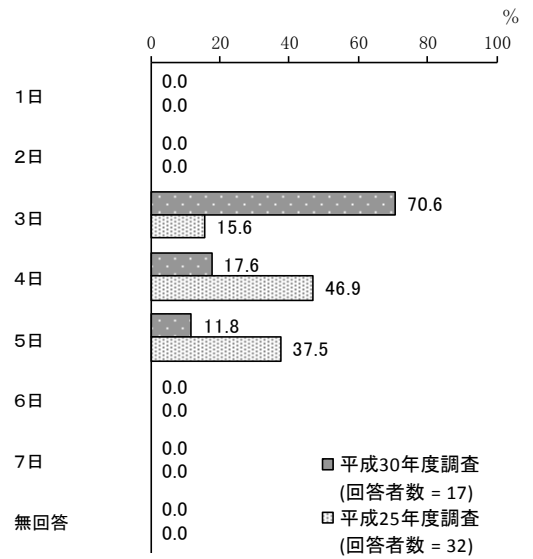


■ 平成30年度調査  
(回答者数 = 18)  
□ 平成25年度調査  
(回答者数 = 39)

(ウ) パートタイム、アルバイト等 希望就労日数

「3日」の割合が70.6%と最も高く、次いで「4日」の割合が17.6%、「5日」の割合が11.8%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「3日」の割合が増加しています。一方、「4日」「5日」の割合が減少しています。

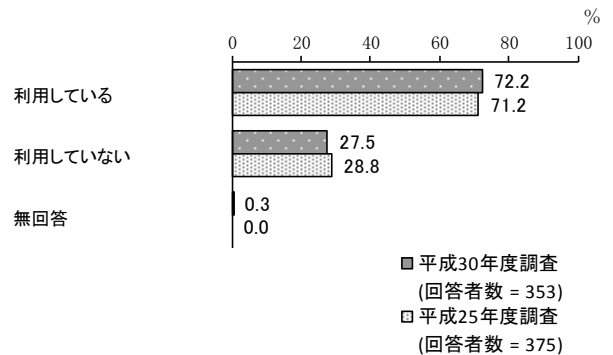


(2) 平日の定期的な教保育事業の利用状況について . . . . .

① 平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無

「利用している」の割合が72.2%、「利用していない」の割合が27.5%となっています。

平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

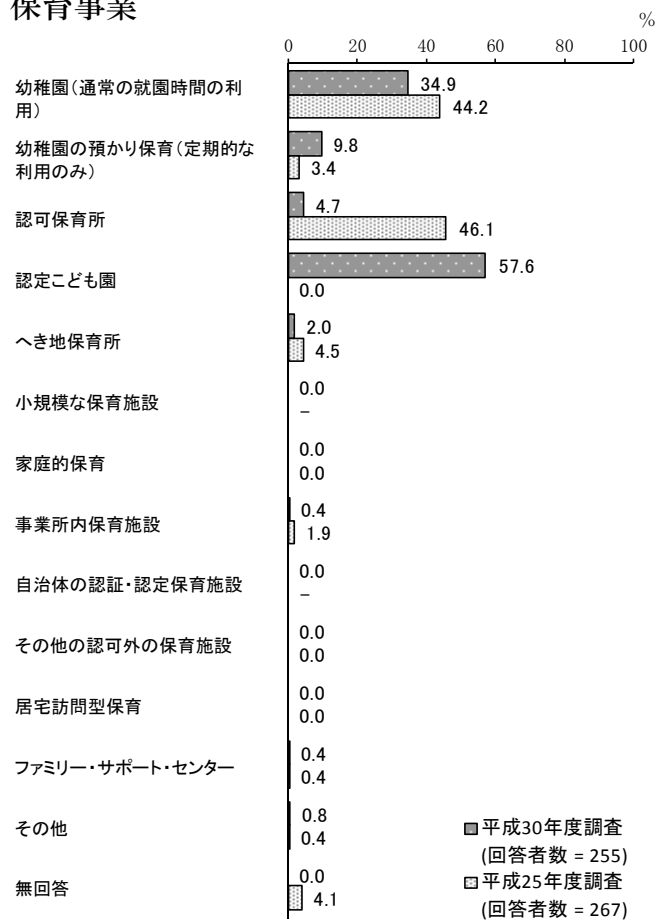




## ② 平日の定期的にご利用している教育・保育事業

「認定こども園」の割合が 57.6%と最も高く、次いで「幼稚園（通常の就園時間の利用）」の割合が 34.9%となっています。

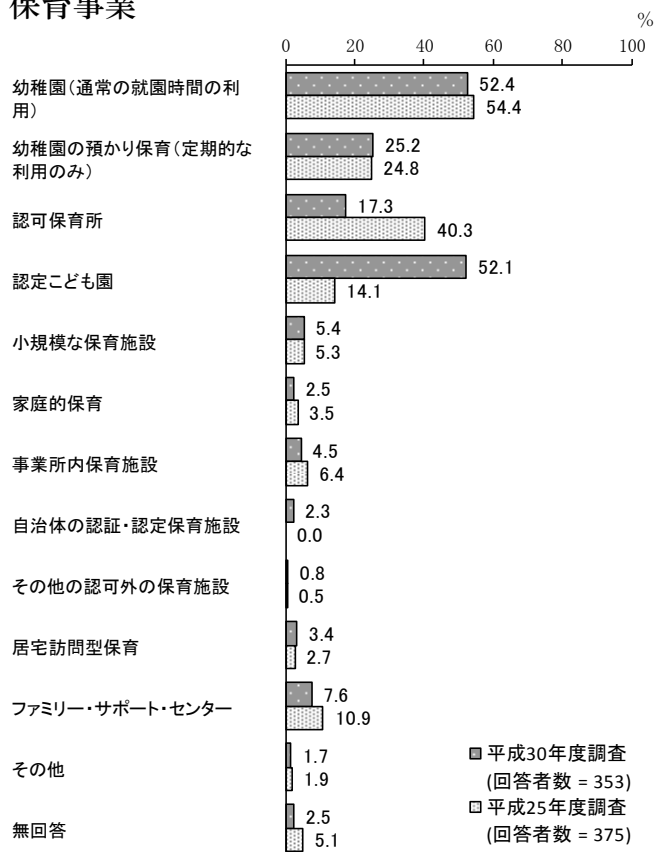
平成 25 年度調査と比較すると、「幼稚園の預かり保育（定期的な利用のみ）」「認定こども園」の割合が増加しています。一方、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」「認可保育所」の割合が減少しています。



## ③ 平日、定期的にご利用したい教育・保育事業

「幼稚園（通常の就園時間の利用）」の割合が 52.4%と最も高く、次いで「認定こども園」の割合が 52.1%、「幼稚園の預かり保育（定期的な利用のみ）」の割合が 25.2%となっています。

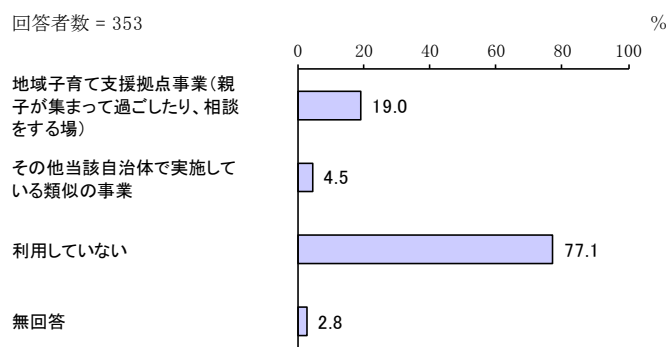
平成 25 年度調査と比較すると、「認定こども園」の割合が増加しています。一方、「認可保育所」の割合が減少しています。



### (3) 地域の子育て支援事業の利用状況について

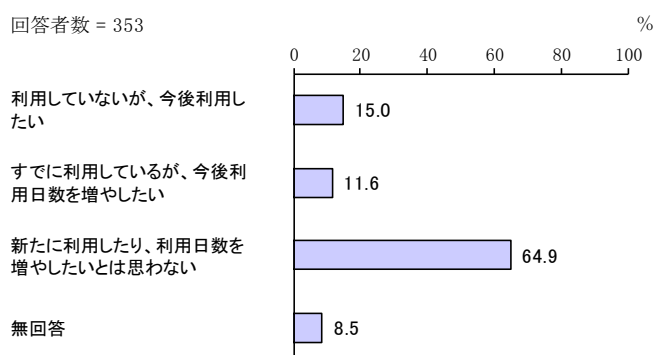
#### ① 地域子育て支援拠点事業の利用状況

「利用していない」の割合が77.1%と最も高く、次いで「地域子育て支援拠点事業（親子が集まって過ごしたり、相談をする場）」の割合が19.0%、「その他当該自治体で実施している類似の事業」の割合が4.5%となっています。



#### ② 地域子育て支援拠点事業の利用希望

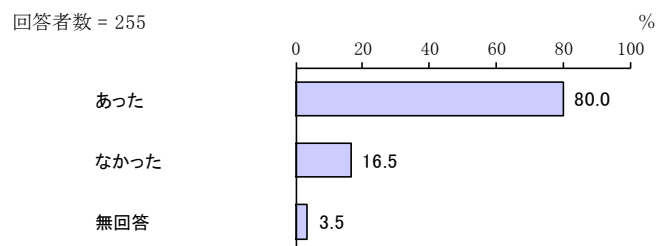
「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が64.9%と最も高く、次いで「利用していないが、今後利用したい」の割合が15.0%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」の割合が11.6%となっています。



#### (4) 病気等の際の対応について . . . . .

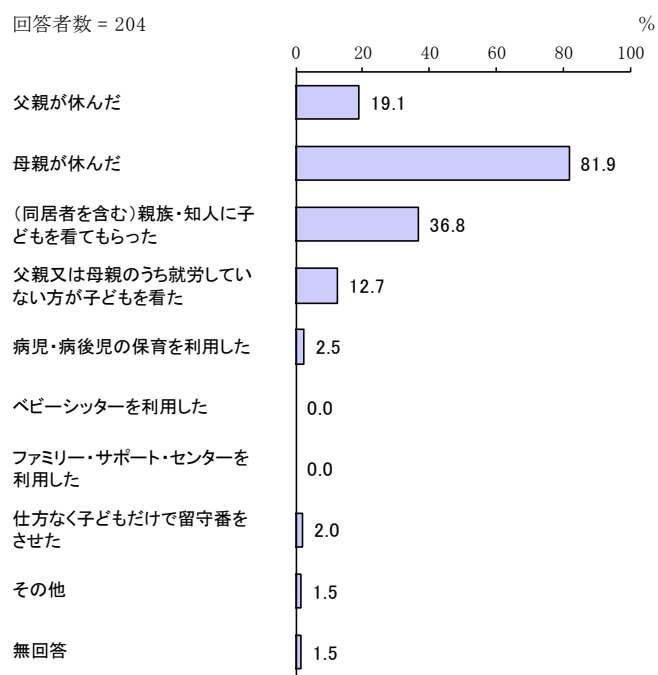
##### ① 子どもが病気やケガで通常の事業の利用ができなかった経験の有無

「あった」の割合が80.0%、「なかった」の割合が16.5%となっています。



##### ② 子どもが病気やケガで通常の事業の利用ができなかった場合の対応

「母親が休んだ」の割合が81.9%と最も高く、次いで「(同居者を含む)親族・知人に子どもを看てもらった」の割合が36.8%、「父親が休んだ」の割合が19.1%となっています。



## (5) 一時預かり等の利用状況について

### ① 不定期の教育・保育の利用状況

「利用していない」の割合が76.8%と最も高く、次いで「幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち不定期に利用する場合のみ）」の割合が11.3%となっています。

回答者数 = 353

一時預かり(私用など理由を問わずに保育所などで一時的に子どもを保育する事業)

幼稚園の預かり保育(通常の就園時間を延長して預かる事業のうち不定期に利用する場合のみ)

ファミリー・サポート・センター(地域住民が子どもを預かる事業)

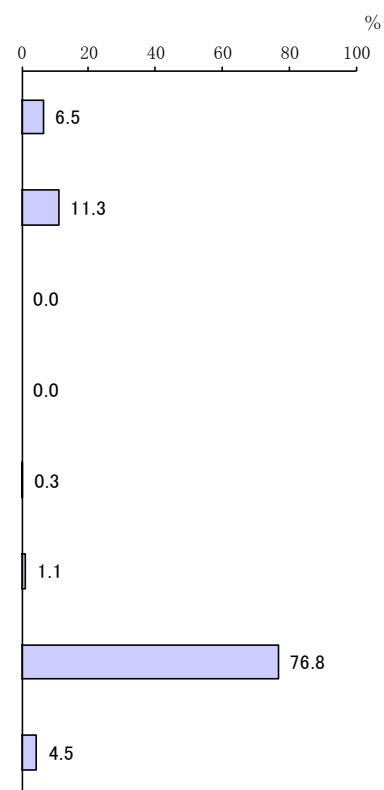
夜間養護等事業:トワイライトステイ(児童養護施設等で休日・夜間、子どもを保護する事業)

ベビーシッター

その他

利用していない

無回答



### ② 宿泊を伴う一時預かり等の有無と対応

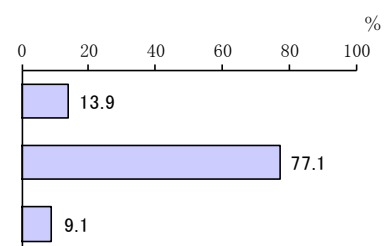
「あった」の割合が13.9%、「なかった」の割合が77.1%となっています。

回答者数 = 353

あった

なかった

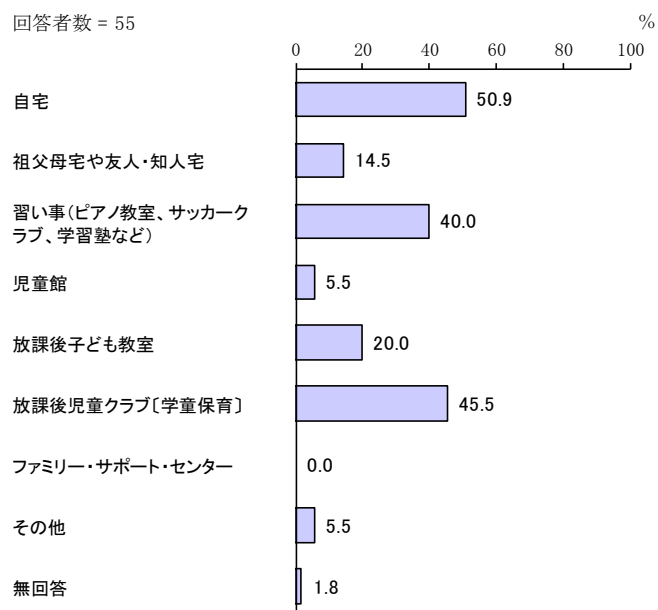
無回答



## (6) 小学校就学後の過ごし方について . . . . .

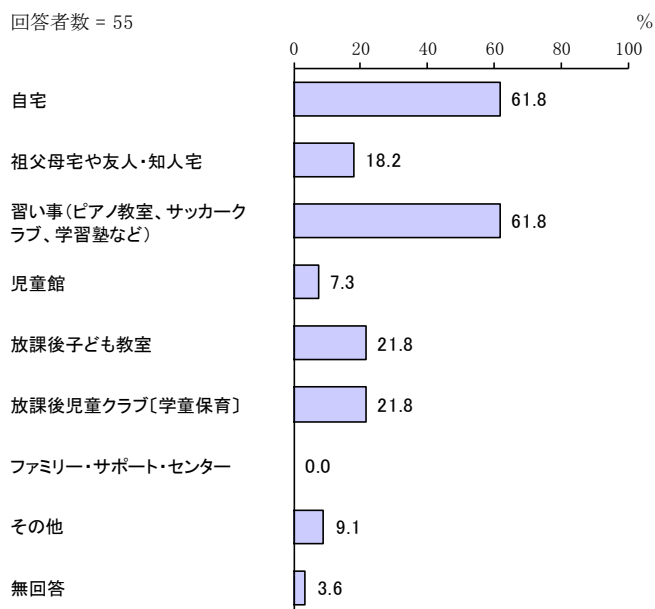
### ① 就学前児童保護者の小学校就学後（低学年）の放課後に過ごさせたい場所

「自宅」の割合が 50.9%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ〔学童保育〕」の割合が 45.5%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が 40.0%となっています。



### ② 就学前児童保護者の小学校就学後（高学年）の放課後に過ごさせたい場所

「自宅」、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が 61.8%と最も高く、次いで「放課後子ども教室」、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」の割合が 21.8%となっています。

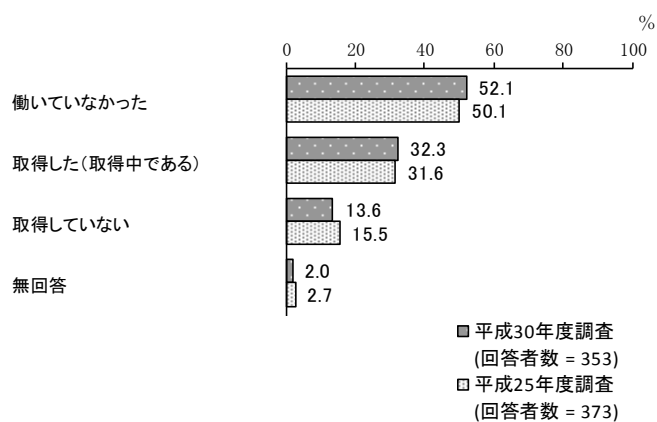


## (7) 育児休業制度の利用状況について . . . . .

### ① 母親の育児休業の取得状況

「働いていなかった」の割合が52.1%と最も高く、次いで「取得した(取得中である)」の割合が32.3%、「取得していない」の割合が13.6%となっています。

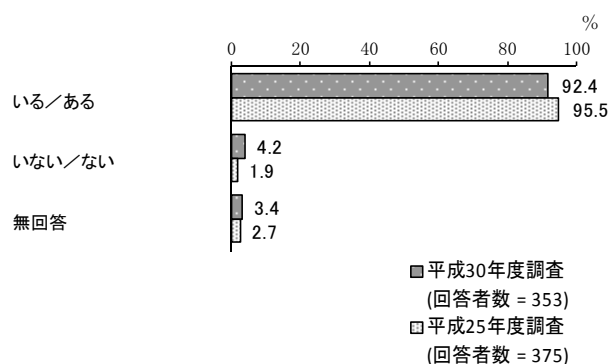
平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



### ② 母親の育児休業を取得していない理由

「いる/ある」の割合が92.4%、「いない/ない」の割合が4.2%となっています。

平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



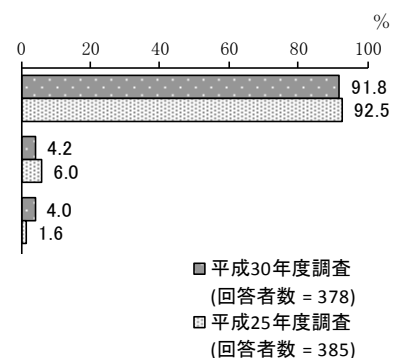
## (8) 相談の状況について . . . . .

### ① 就学前児童保護者の気軽に相談できる人の有無

「いる／ある」の割合が 91.8%、  
「いない／ない」の割合が 4.2%とな  
っています。

平成 25 年度調査と比較すると、大  
きな変化はみられません。

いる／ある  
いない／ない  
無回答

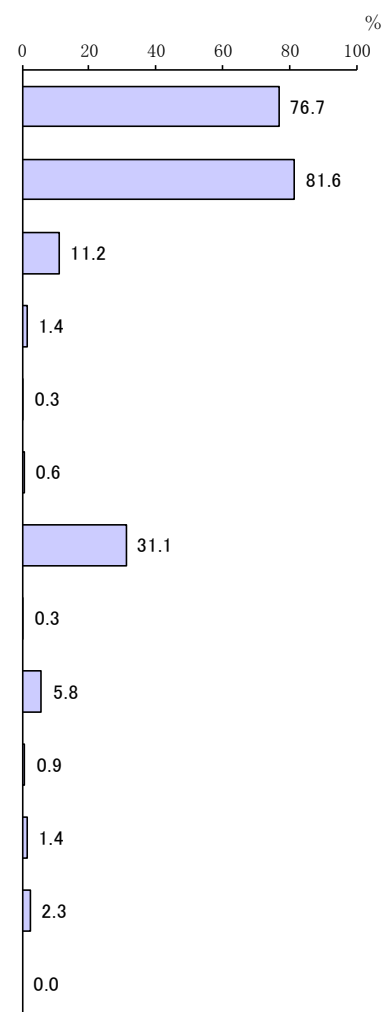


### ② 就学前児童の保護者の気軽に相談できる相談先

「友人や知人」の割合が 81.6%  
と最も高く、次いで「祖父母等の親族」  
の割合が 76.7%、「幼稚園教諭・小学  
校教諭」の割合が 31.1%となっ  
ています。

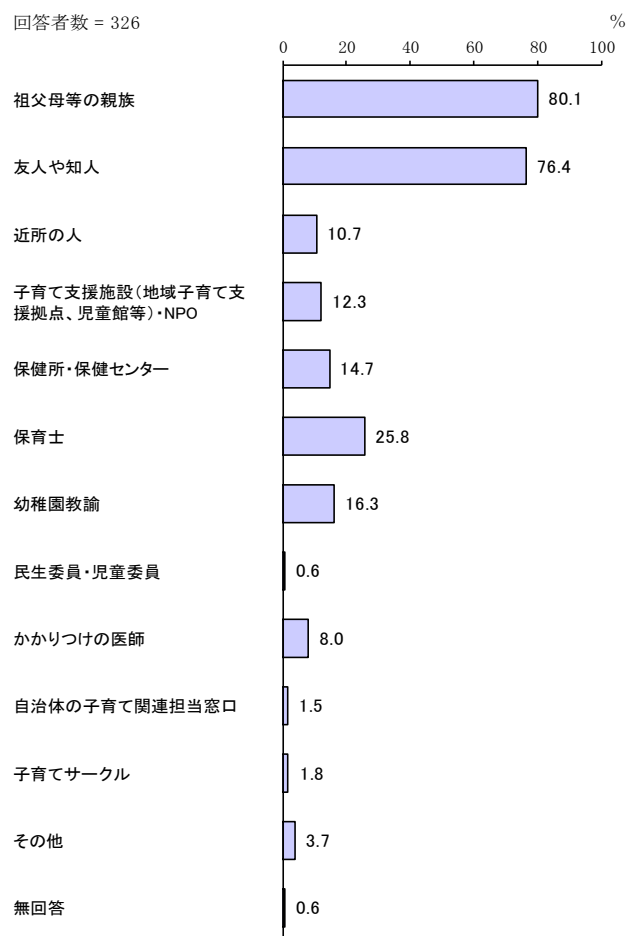
回答者数 = 347

祖父母等の親族  
友人や知人  
近所の人  
子育て支援施設(地域子育て支  
援拠点、児童館等)・NPO  
保健所・保健センター  
保育士  
幼稚園教諭・小学校教諭  
民生委員・児童委員  
かかりつけの医師  
自治体の子育て関連担当窓口  
子育てサークル  
その他  
無回答



### ③ 就学児童の保護者の気軽に相談できる相談先

「祖父母等の親族」の割合が80.1%と最も高く、次いで「友人や知人」の割合が76.4%、「保育士」の割合が25.8%となっています。



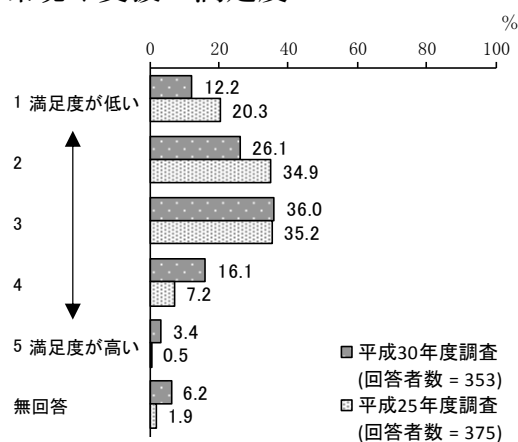


## (9) 子育て全般について . . . . .

### ① 就学前児童保護者の地域における子育ての環境や支援の満足度

「3」の割合が36.0%と最も高く、次いで「2」の割合が26.1%、「4」の割合が16.1%となっています。

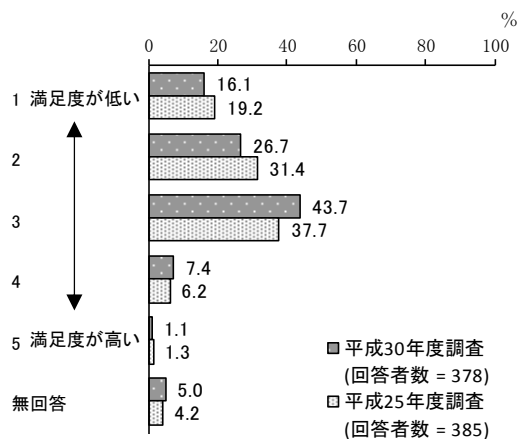
平成25年度調査と比較すると、「4」の割合が増加しています。一方、「1」「2」の割合が減少しています。



### ② 就学児童の保護者の地域における子育ての環境や支援の満足度

「3」の割合が43.7%と最も高く、次いで「2」の割合が26.7%、「1」の割合が16.1%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「3」の割合が増加しています。



### 3 第2期計画策定に向けた課題

上野原市子ども・子育て支援事業計画の基本目標ごとに上野原市の子どもや子育てを取り巻く課題を整理しました。

#### (1) すべての子育て家庭を支援する仕組みづくり . . . . .

国においては、「子育て安心プラン」において、令和2年度末までに待機児童の解消を目指している中で、上野原市では、待機児童が発生していない状況です。

アンケート調査では、保護者の就労希望をみると、母親ではパートタイム等からフルタイムの転換希望や未就労から就労を希望する保護者がみられ、潜在的な保育ニーズがみられます。また、利用したい教育・保育サービスとして、「認定こども園」の割合が52.1%となっており、認定こども園を希望する方が多くみられます。

子どもの人口は減少していますが、今後も保護者の就労状況の変化を踏まえ、教育・保育ニーズの量の確保を行うとともに、良質かつ適切な内容及び水準のものになることが必要です。

仕事と家庭の両立について、女性の育児休業取得率は、制度の着実な定着が図られているものの、男性の取得率が依然として低いままであることが問題となっています。

上野原市においては、国と同様、母親の育児休業の取得は進んでいますが、父親の取得は低い状況です。また、育児休業を取得していない理由として、「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」という意見も多く、育児休業制度の一層の普及が必要です。

上野原市の児童虐待通報件数は、増減を繰り返しており、平成29年度で30件、平成30年度で6件となっています。今後も、児童虐待予防の広報・啓発の充実に努めるとともに、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図り、子どもの虐待（疑いを含む）を発見した際に、速やかに通告し連携、支援できる体制を強化する必要があります。

国においては、平成28年度のいじめの認知件数は32万3,143件であり、いじめによる重大な被害が生じた事案も引き続き発生しているなど、大きな課題となっています。本市のいじめ認知件数は、平成30年度で約300件となっています。

すべての子どもが安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、相談体制の充実や学校の内外を問わずいじめが行われなくなるよう、学校・行政・家庭・地域など社会全体で取り組むことが必要です。

## (2) 子どもの健やかな成長を支える環境づくり・・・・・・・・

少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化が進むにつれ、子育ての不安や負担を一人で抱えている親が増加しています。国においては、妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対して総合的相談支援を提供することを目的として、令和2年度に子育て世代包括支援センターの全国展開を目指しています。

上野原市では、「妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援」のより一層の充実を目指して、産婦健診や産後ケア事業を展開しています。

第2次上野原市健康増進計画・食育推進計画の評価結果をみると、出生後の状況把握については100%、第1子の家庭への訪問割合は92.6%と、出生後4ヵ月までの乳児のいる家庭へ高い割合で訪問を行っており、また、子育て中の母親の相談相手がいる割合も9割以上となっています。

今後も、妊娠、出産、産後、子育ての不安が解消され、安心して子どもを産み育てることができるよう、個々の相談に応じた相談方法を整備することで、保護者の孤立を防ぎ、子育ての悩みや保護者自身の悩みを抱え込むことがないよう、身近で気軽に相談できる仕組みや体制づくりが重要です。

第2次上野原市健康増進計画・食育推進計画のアンケート結果をみると、食育への関心がない割合が、中高生で5割以上、一般成人で3割程度となっています。

次代を担う子どもの食育の推進は、健全な心身と豊かな人間性を育てていく基礎をなすものであり、子どもの成長、発達に合わせた切れ目のない取り組みが必要であり、乳幼児期からの正しい食習慣の指導や情報提供を行うとともに、保育所や学校等における食環境の充実が重要です。

上野原市の子育て環境をさらによくしていくために、「小児救急医療体制の充実」の希望が77.2%と最も高く、子どもの病気や事故等は、急激な変化から命にかかわることも少なくないため、夜間や休日であっても適切な診療が受けられるよう体制を整備することが重要です。

## (3) 豊かな個性を育むたくましい人づくり・・・・・・・・

子どもたちに基礎的・基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等、主体的に学習に取り組む態度などの確かな学力を身に付けさせるため、教育内容・方法の一層の充実を図ることが重要です。

上野原市教育振興基本計画のアンケート調査より、子どもに基礎的な学力が身に付いていないと思う保護者もあり、「子どもの学力の低下」を課題に感じている保護者は

4割を超え、子どもの年齢が高くなるにつれて割合が高くなっています。今後、本市で力を入れる必要がある取り組みとしては、「子どもたちの学力向上の取り組み」が特に求められており、今後も、さらに、一人一人の学習状況をよりきめ細かく把握し、各学年で修得すべき内容の一層の定着を図ることが必要であるとともに、学習意欲の向上に向けて主体的に学習に取り組む態度を育成していくことが重要です。

また、子どもに「思いやりの心や善悪の判断などの道德心」を身につけてほしいと思う保護者は約9割、「思いやりがある子ども」になってほしいと思う保護者の割合は7割となっています。

今後も、子どもたちの豊かな情操や規範意識、自他の生命の尊重、自尊感情、他者への思いやり、主体的に判断し適切に行動する力などを育むため、道德教育や人権教育を推進することが求められます。

近年、スマートフォン、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などのメディアを通じて、性や薬物、暴力等、過激な情報が氾濫しています。こうした情報は、子どもでも身近なところで手軽に入手できる環境にあり、援助交際、売春、薬物乱用等、子どもにかかわる犯罪を起こす引き金としても懸念されています。

第2次上野原市健康増進計画・食育推進計画のアンケート調査より、自分専用のスマートフォンや携帯電話などを持っている割合は、小学生で7割以上、中高生で9割以上となっています。またスマートフォンの利用により、学校がある日も、学校が休みの日も約2割が「学習時間」、「友だちと遊ぶ時間」、「睡眠時間」を削っている状況もうかがえ、スマートフォンなどの正しい利用方法等について指導していくことが重要です。

家庭教育は、すべての教育の出発点であり、子どもが基本的な生活習慣・生活能力、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的マナーなどを身に付ける上で重要な役割を果たすものです。

上野原市教育振興基本計画のアンケート調査より、家庭の教育力を高めるために必要な取り組みとして「子どもと保護者が一緒に様々な体験ができる機会を増やす」と考える保護者が5割以上となっています。「親育ち」への支援として、経験・学習の機会を提供するとともに、子育ての意義を伝え、家庭の子育て力を高めていく取り組みが必要です。

近年の度重なる青少年の凶悪犯罪や、いじめ、不登校など、青少年をめぐる様々な問題の背景の一つとして、「地域の教育力の低下」があると指摘されています。

上野原市教育振興基本計画のアンケート調査より、地域の教育力が機能していると

思う保護者の割合は2割程度となっており、地域の教育力を高めるために必要な取り組みとしては「地域の大人が子どもたちに関心を持ち、ほめたり注意したりする」と考える保護者が5割以上と最も多くなっています。そのため、子どもたちが異年齢の子どもや地域の人々とのかわりの中で、様々な体験の機会を提供し、子どもの自主性・創造性・社会性を養うなど、子どもの安全を確保しつつ、地域の大人やNPO、企業などが連携・協働して子どもを育てる環境づくりが求められます。

#### (4) 安心して子育てができるまちづくり・・・・・・・・

誰もが安心して外出できる環境を整えることは、妊産婦、乳幼児連れの人などへの子育て支援だけでなく、高齢者、障害者などを含めたすべての人が快適に生活できる環境整備につながります。より子育てしやすいまちを目指して、公共施設のユニバーサルデザイン化などを進めていく必要があります。

第2次上野原市地域福祉計画のアンケート調査をみると、上野原市が取り組むべき施策として、「高齢者や障害者、子どもが安心して暮らせる安全対策の推進」が47.1%と最も高くなっています。

また、上野原市教育振興基本計画のアンケート調査をみると、安全・安心な学校や幼稚園・保育所等での生活のために力を入れるべきものとして、子どもの年代が低い保護者ほど「登下校の見守り」の要望が高くなっています。地域の大人が子どもたちを見守ってくれていると感じている保護者がいる中で、子どもの通学路の安全確保に係る取り組みのより一層の充実を望む声もあります。

年々増加する子どもを巻き込む犯罪や事故は、社会問題にもなっており、それらへの取り組みについては、子育てを行う家庭から強く求められており、子どもの登下校時の安全確保も含め、学校・家庭・地域が連携して子どもを見守る取り組みを継続していく必要があります。





## 第3章 計画の基本理念、基本目標

## 1 基本理念

本計画では、「子どもと親の笑顔が輝くまち うえのはら」の理念や方向性などを引き継ぐとともに、計画の基本的な視点をさらに明確に反映し、これからの上野原市を支える子どもたちの成長を地域とともに支え、未来に夢と希望のもてるまちを目指して、次のように基本理念を定めます。



### 基本理念

子どもと親の笑顔が輝くまち うえのはら





## 2 基本的な視点

子どもは、社会の希望、未来をつくる力です。そのためにも、子どもは、家族の愛情の下に養育され、自らも家族の一員としての様々な役割を果たしながら成長を遂げていくことが必要です。子どもの視点に立ち、幼児期の人格形成を培う教育・保育については良質かつ適切な内容及び水準のものとなるように配慮し、子どもの健やかな成長と発達が保障され、「児童の権利に関する条約」に定められている「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す取り組みを進めます。

「すべての子どもと家庭」への支援を実現するため、社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

地域の実情を踏まえ、子どもの成長にとってより良い環境づくりのために身近な地域で子どもや子育てを見守り、行政だけではなく地域全体で子育てを支援できるような仕組みづくりに取り組みます。

教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を量・質両面にわたり充実させることが必要であり、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことが必要です。そのためにも、保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うこと、発達段階に応じた子どもとの関わり方等に関する保護者の学びへの支援を行うことが重要です。

### 3 基本目標

#### (1) すべての子育て家庭を支援する仕組みづくり . . . . .

核家族化や共働き家庭の増加などの社会状況の変化による保育ニーズの高まりへ対応するため、乳幼児期における保育サービスの充実や就学児童の放課後の活動場所の充実を計画的に進めるとともに、地域や子育て支援を行う団体等と密接に連携、協力して、子どもの成長に応じた適切な支援が受けられる、子育てしやすい環境の整備を進めます。

また、ワーク・ライフ・バランスの理解や促進に努め、仕事と子育てを両立するための環境づくりや、男女共同参画による子育てを促進し、「子育てしやすい環境づくり」を推進します。

虐待防止や障害のある子ども等、配慮が必要な子どもや保護者を対象に、関係機関等が連携を図りながら、子どもの特性に合わせた継続的な支援の充実を図ります。「子どもの貧困」についても、国が示す方向性等を踏まえながら、相談対応の充実や負担軽減などの支援施策の充実など、経済的困難を抱える家庭への対応を図ります。

#### (2) 子どもの健やかな成長を支える環境づくり . . . . .

子育てに不安や悩みを抱えた保護者や子育て家庭が、孤立することがないように、家庭環境等の変化により多様化する相談に応え、小児医療を含め、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援が受けられることで、妊産婦とその家族の出産・子育ての不安が軽減され、家族が健やかに生活できるよう取り組みを進めます。

また、心豊かに育ち合ううえで、子どもと親の健康づくりは重要な課題であり、食育や思春期への対応など、すべての子どもが心身ともに健康で過ごせる環境づくりに取り組みます。

#### (3) 豊かな個性を育むたくましい人づくり . . . . .

次代を担う子どもたちが、社会の一員として自立するためには、心身ともに健やかに成長し、自ら学び考え行動する力や、社会の発展に主体的に貢献する力を身に付けていくことが必要です。

子どもの権利が守られ、全ての子ども・若者が健やかな成長と学び、自立に向けた支援に取り組んでいきます。

いじめ防止対策を含めた子どもの人権を守る取り組みや、その権利擁護について広く市民に周知、啓発を行うとともに、就学前の教育や保育、学校教育の充実を図ります。子どもの自主性や社会性の育成や家庭の子育て・教育力の強化など、子どもの健やかな成長と発達を総合的に支援していきます。

#### (4) 安心・安全に子育てができるまちづくり・・・・・・・・

子どもが安心して外出し、のびのびと遊ぶことができるよう、安心して子育てができる環境づくりに取り組み、安全な道路交通環境や防犯・防災といった観点からも安心・安全な環境の整備に努めていきます。

地域の環境だけでなく、こころのバリアフリーでは、子どもやその親たちへ相談・情報提供の充実を図るとともに、身近な地域の大人たちが子どもを見守る取り組みを推進するため、市民とともに参加して交流できる場づくりなど、地域資源を活かした総合的な子育て支援体制づくりをさらに推進します。

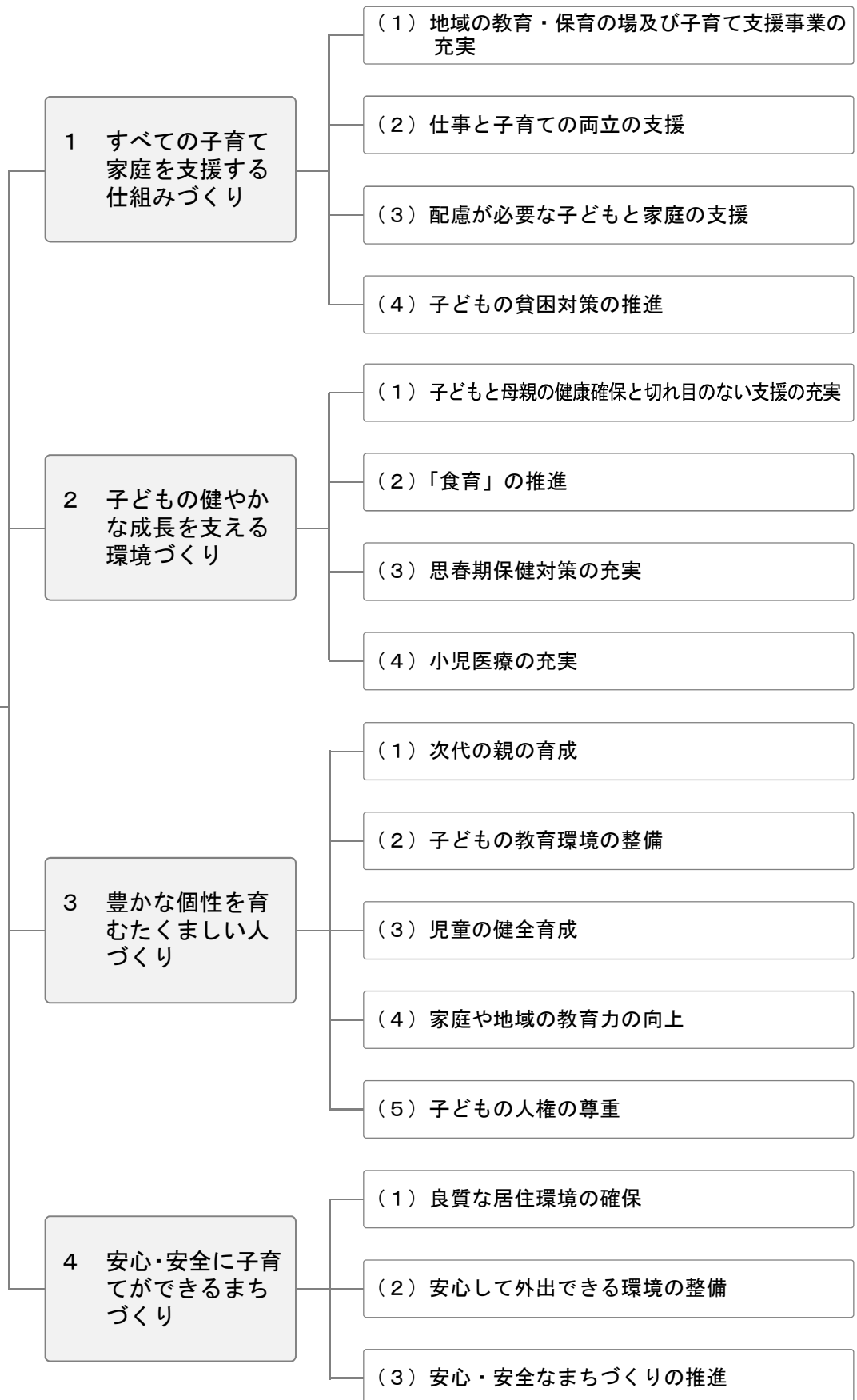
## 4 施策の体系

[ 基本理念 ]

[ 基本目標 ]

[ 基本施策 ]

子どもと親の笑顔が輝くまち  
うえのはら



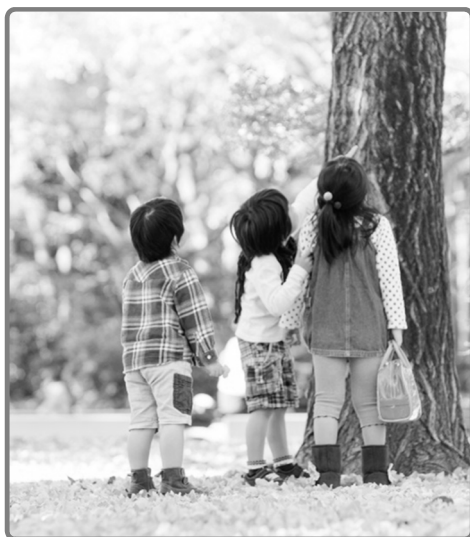


## 第4章 施策の展開

## 基本目標 1

## すべての子育て家庭を支援する仕組みづくり

### 基本施策（1）地域の教育・保育の場及び子育て支援事業の充実



多様化する保育ニーズに対応するため、幼稚園の認定こども園化の支援、また、公立保育所の改修により、低年齢児保育、一時預かり保育、病後児保育等にかかるサービスを充実するなど、多様な教育・保育サービスを確保するとともに、保育人材の確保など保育の質の向上に向けた取り組みを推進します。

また、子育てについて、身近なところで相談しやすい環境を整備するとともに、専門的または深刻な相談にも対応できるよう相談窓口の体制の充実を図ります。

さらに、子どもが社会や地域に参加し、地域の中でさまざまな人や物事に触れ合い、体験や経験を重ねる

ことによって、子どもの豊かな心を育てるよう、学習の場や機会を提供します。地域で子育て家庭を支援し、子どもの育ちを支えるという意識を高めるとともに、地域における身近な交流の場の確保や、地域の市民団体や関係機関との連携強化に努め、子育て・子育ての応援ができるあたたかい地域社会を築くことができるよう、地域で子どもを育てる力の向上を図ります。

#### ① 地域における子育て家庭への支援の充実

##### 【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
地域子育て支援センター事業	<ul style="list-style-type: none"><li>平成26年4月に巖子育て支援センターが、平成29年4月に上野原子育て支援センターが開設されたことに伴い、子育てプレイルームの機能を支援センターに統合しました。</li><li>子育て支援センターでは、親子の交流の場や各種子育てに関するイベントを行っています。また、子育てに精通している専門職員による育児相談や子育てに関する情報発信を行っています。</li><li>今後は、ニーズに併せて実施施設等の増設などを検討します。</li></ul>	子育て保健課 子育て支援担当

事業名	事業概要	主担当課
<b>世代間交流の推進</b>		
①高齢者との交流	<ul style="list-style-type: none"> <li>・異世代が地域社会でともに暮らしているという認識を育むため、学校教育や学校外活動の中で、三世代交流会の開催や敬老会への参加、老人ホームへの訪問など世代を超えた交流を推進します。</li> <li>・保育所や幼稚園、学校等と連携して、各地域における事業への参加を図ります。</li> </ul>	子育て保健課 子育て支援担当
②異世代交流	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもから大人までが参加できるお祭りやイベントなど、地域における世代間の交流を深めます。(文化祭、地域セミナー等)</li> <li>・より多くの方が、参加でき、楽しめるような企画・運営を図ります。</li> </ul>	各課 各担当

## ② 子育てに関する相談、情報提供の充実

### 【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
子育てにおける相談事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健師・看護師などの専門職員を含む市役所職員が家庭児童相談員及び母子・父子自立支援員と連携をとり、様々な子育ての相談に応じます。</li> <li>・様々なケースに対応できるよう、児童相談所と連携し、相談事業の早期解決を図ります。</li> </ul>	子育て保健課 各担当
子育て支援事業に関する情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「広報うえのはら」や市のホームページに加え、行政放送及び音声告知端末による子育て支援事業の情報提供など、様々な媒体を用い、広く情報の周知を図ります。</li> <li>・市のSNSや、母子手帳アプリなどの活用も含めて、今後も様々な媒体を利用して情報提供を行います。</li> </ul>	子育て保健課 各担当

### ③ 経済的支援の充実

#### 【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
経済的支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童手当の支給や医療費助成制度の他、児童の疾病や障害に応じて様々な支援制度の活用と適正な運用、充実を通して、子育てへの経済的支援を推進します。</li> <li>・国・県の動向に注目しながら、様々な支援ができるように図ります。</li> </ul>	子育て保健課 子育て支援担当
出産奨励祝金の支給	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成22年1年から、市の将来にわたって子どもの人口増加対策の一環とするとともに、地域の活性化に資することを目的に、第1子に5万円、第2子に10万円、第3子以降に50万円を出産奨励祝金として支給しています。</li> <li>・支給された世帯が、今後定住していくように、支給方法や支給金額などを検討します。</li> </ul>	子育て保健課 子育て支援担当

### ④ 保育サービスの充実

#### 【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
保育サービスの充実		
①民間を活用した保育サービスの拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>・帝京科学大学の子育て支援活動や民間の保育サポーター等の交流による情報交換等を行うとともに、市においても、このような活動を支援する体制の充実を図ります。</li> <li>・広く情報を周知できるよう、さらなる情報提供を行える場の増加を図ります。</li> <li>・民間の保育サポーターの発掘や、学生の就職先として市内の保育施設につながるよう、検討します。</li> </ul>	子育て保健課 子育て支援担当
②延長保育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・延長保育については、正規保育所1か所・認定こども園2か所で実施しています。</li> <li>・今後も、ニーズに合わせた延長保育を実施します。</li> </ul>	子育て保健課 子育て支援担当
③一時保育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一時保育については、正規保育所1か所・認定こども園2か所で実施しています。</li> <li>・今後は、ニーズに合わせた一時保育の実施を検討します。</li> </ul>	子育て保健課 子育て支援担当
④病児・病後児保育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年4月より、上野原こども園内に病児保育施設（病後児対応型）「なかよし」を開設しました。また、平成30年4月より広域利用が開始され、県内の病児保育施設を利用できるようになりました。</li> <li>・現在、非常勤看護師で対応していますが、今後、常勤の看護師の確保を検討します。</li> </ul>	子育て保健課 子育て支援担当



事業名	事業概要	主担当課
保育サービスの質の向上		
①保育サービス評価等の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>年1回、保護者に対するアンケートを実施し、結果について公表しています。</li> <li>保育所が自己評価の取り組みを基盤に、保護者など外部評価を受けることは、評価に客観性を増し、保育サービスの質の向上を目指すうえで重要なものであるため、評価を活用して保育の質の向上を図ります。</li> </ul>	子育て保健課 子育て支援担当
②保育所における質の向上のためのアクションプログラム	<ul style="list-style-type: none"> <li>国では、保育所保育指針に基づき、保育現場での保育の質の向上のための取り組みを支援するための行動計画として、「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」を策定しました。</li> <li>国の策定する内容やその成果物(ガイドラインなど)を踏まえ、保育所における取り組みを支援し、保育の質の向上を図ります。</li> </ul>	子育て保健課 子育て支援担当

## ⑤ 子どもの居場所づくりの推進

### 【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
放課後児童健全育成事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年度から高学年児童（4～6年生）の受け入れを実施しています。放課後児童の居場所として安全を守り、集団生活の中で、協調性や社会性を養い、心身ともに健全な成長を支援する放課後児童健全事業を実施しています。</li> <li>保護者の就労などにより、放課後の保育に欠ける児童に対し、その安全を守り、集団生活の中で、協調性や社会性を養い、心身ともに健全な成長を支援する放課後児童対策を今後も行います。</li> <li>共働き世帯の増加等に伴う学童保育所のニーズが増加しており、入所を希望する児童が増えた場合の対応について検討します。</li> </ul>	子育て保健課 子育て支援担当

## 基本施策（２）仕事と子育ての両立の支援・・・・・・・・

出産後も働き続けたいと考えている女性が、仕事と子育てを両立して働き続けられるよう、多様で柔軟な保育サービスの提供や総合的な放課後児童対策による基盤整備を図ります。

また、働き方の見直しに向けたさまざまな取り組みを推進するとともに、子育て家庭への就労支援や、男女がともに協力して家庭内での役割を担っていくことができるよう、固定的な性別役割分担意識の解消に努めます。

### 【主な取り組み】

事業名	事業概要	担当当課
意識改革を推進するための広報・啓発等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女共同参画推進委員会」に、関係課の職員が委員として参加し、全庁的に意識改革に取り組んでいます。</li> <li>・「仕事」と「仕事以外の生活」の両者の調和を図ることにより、両者を充実させようとする、ワーク・ライフ・バランスの推進や、企業において、社員が働きながらも仕事以外の責任や要望を果たせる環境を提供できるよう、庁内関係各課と連携を図り、周知・啓発を図ります。</li> </ul>	子育て保健課 子育て支援担当
<b>保育サービスの充実【再掲】</b>		
①民間を活用した保育サービスの拡充（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・帝京科学大学の子育て支援活動や民間の保育サポーター等の交流による情報交換等を行うとともに、市においても、このような活動を支援する体制の充実を図ります。</li> <li>・広く情報を周知できるよう、さらなる情報提供を行える場の増加を図ります。</li> </ul>	子育て保健課 子育て支援担当
②延長保育（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・延長保育については、正規保育所1か所・認定こども園2か所で実施しています。</li> <li>・今後も、ニーズに合わせた延長保育を実施します。</li> </ul>	子育て保健課 子育て支援担当
③一時保育（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一時保育については、正規保育所1か所・認定こども園2か所で実施しています。</li> <li>・今後は、ニーズに合わせた一時保育の実施を検討します。</li> </ul>	子育て保健課 子育て支援担当
④病児・病後児保育（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年4月より、上野原こども園内に病児保育施設（病後児対応型）「なかよし」を開設しました。また、平成30年4月より広域利用が開始され、県内の病児保育施設を利用できるようになりました。</li> <li>・現在、非常勤看護師で対応していますが、今後、常勤の看護師の確保を検討します。</li> </ul>	子育て保健課 子育て支援担当

事業名	事業概要	主担当課
放課後児童健全育成事業 (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年度から高学年児童（4～6年生）の受け入れを実施しています。放課後児童の居場所として安全を守り、集団生活の中で、協調性や社会性を養い、心身ともに健全な成長を支援する放課後児童健全事業を実施しています。</li> <li>・保護者の就労などにより、放課後の保育に欠ける児童に対し、その安全を守り、集団生活の中で、協調性や社会性を養い、心身ともに健全な成長を支援する放課後児童対策を今後も行います。</li> <li>・共働き世帯の増加等に伴う学童保育所のニーズが増加しており、入所を希望する児童が増えた場合の対応について検討します。</li> </ul>	子育て保健課 子育て 支援担当
関係法制度等の広報・ 啓発、情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「広報うえのはら」や市のホームページ、国や県からのチラシ等の配付により子育ての情報提供を行うとともに、今後も子育てを支援する制度及び働く女性・男性のための出産育児に関する制度について、住民に周知啓発するために、様々な媒体を用い、広く情報の周知を図ります。</li> </ul>	子育て保健課 子育て 支援担当

## 基本施策（3）配慮が必要な子どもと家庭の支援・・・・・・・・

児童虐待防止対策の充実として、虐待対応を含む支援が必要な家庭に対し、関係機関が情報を共有し、それぞれが持つ機能を発揮したネットワークによる支援を十分提供できるよう、要保護児童対策地域協議会において、各機関のさらなる連携と機能の強化を図るとともに、児童虐待の早期発見、早期対応のために、子どもに関わるさまざまな機関や地域に対し、児童虐待防止活動の啓発活動を行います。

また、心身に障害のある子どもが地域で安心して暮らせるように、その家庭の状況に応じたサービスの充実を図り、子どもがそれぞれの可能性を伸ばしながら成長できるよう、適切な支援を行い、そのサービス内容に関して積極的かつわかりやすく広報し、各家庭が困った時に適切なサービスを受けられるようにします。

さらに、ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、国や県と連携しながら、就業に向けた支援を推進するとともに、仕事と子育てを両立させることができるよう、相談体制や経済的支援の充実に努めます。

### 【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
<b>児童虐待防止対策の充実</b>		
① 要保護児童対策地域協議会	・児童虐待問題に対応するため、関係機関と連携をとり、情報交換や児童虐待に関する広報・啓発及び予防活動を進めるとともに、具体的な支援の内容等を検討するため、随時ケース会議を開催し、状況の把握及び問題点の確認を行い、対応を図ります。	子育て保健課 子育て支援担当
② 児童家庭相談室	・電話や面接による子どもの育児や健康に関する相談体制の強化を図ります。また、相談員の資質の向上を図ります。	子育て保健課 子育て支援担当
<b>ひとり親家庭の自立支援の推進</b>		
① ひとり親家庭等に関する経済的負担の軽減	・ひとり親家庭の経済的負担の軽減として、児童扶養手当・ひとり親家庭医療費助成・母子自立支援給付金制度の活用と適正な運用、充実を通して、生活の安定と自立を支援し、今後も、ひとり親家庭等の経済的支援を図ります。	子育て保健課 子育て支援担当
② ひとり親家庭等の就労促進	・ひとり親家庭の母親が、就職に有利で生活の安定に役立つ資格を養成機関において取得するときに、高等職業訓練促進費等支給事業により給付金を支給し、就労を促進します。 ・本制度を広く周知し、ひとり親家庭の自立の促進を図ります。	子育て保健課 子育て支援担当
③ ひとり親家庭の相談体制の充実	・増加傾向にある、ひとり親家庭の様々な問題に対しては、母子・父子自立支援員を中心に関係機関と連携し、随時相談の体制の一層の充実を図ります。	子育て保健課 子育て支援担当

事業名	事業概要	担当課
<b>障害児施策の充実</b>		
① 障害の原因となる疾病等の早期発見・治療の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児を対象に、疾病や障害の早期発見、早期対応を図るため、乳幼児健康診査や各成長段階・特性に合わせた有効な健康診査となるよう内容を充実させ、実施します。</li> <li>・要精密検査と判定された児については受診券を交付したり、発達相談のすすめ等タイムリーな関わりとなるようすすめていきます。</li> <li>・乳幼児健診は対象児数の減少から実施回数や方法について検討します。</li> </ul>	子育て保健課 母子福祉担当
② 療育相談・支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てに不安や心配を抱えた保護者を対象に、心理相談員が相談にあたる発達相談（すこやか発達相談）や発達訓練を行います。継続ケースに関しては地区担当保健師が中心となって各種関係機関と連携を図り、支援体制を強化します。</li> <li>・発達相談や発達訓練では、相談や訓練への参加がしやすくなるよう検討していきます。</li> <li>・平成28年度から5歳児健診を実施していますが、その後のフォロー機関が市内に少ないため、フォローとなる教室等を検討する必要があります。</li> </ul>	子育て保健課 母子福祉担当
③ 在宅サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者自立支援法に基づく障害者福祉サービスについて、障害のある人やその家族への周知徹底を図るとともに、それぞれの状態に応じた適切なサービス利用を促進します。</li> </ul>	福祉課 障害福祉担当
④ 発達障害児への総合的な生活支援策の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「発達障害者支援法」を踏まえ、国・県・他市町村・事業所・医療機関・教育機関・保健機関・就業機関・障害者団体等との連携により、発達障害児への支援策を実施します。</li> </ul>	福祉課 障害福祉担当
⑤ 一貫した教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害のある子どもが一人の人間として、その能力を最大限に伸ばせるよう、一人ひとりの個性や特性など教育的ニーズに応じた特別支援教育の内容や支援体制の充実を図り、学びやすい教育環境の整備を目指します。</li> <li>・特別支援教育担当教員の専門性の向上を図るため、特別支援の教諭免許状の取得の促進、県における研修や校内研修の充実などの施策を推進します。</li> <li>・障害の多様化がみられ、特別支援教育の充実のために、定数の改善を要望するとともに市採用の支援員の増員を検討します。</li> </ul>	学校教育課 教育総務担当
⑥ 障害のある子どもに対する適切な教育機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援学級の設置促進、通常の学級で学ぶ場合の施設・設備に配慮します。</li> <li>・障害のある児童生徒の支援体制の充実を図るため、特別支援学級と通常の学級の児童生徒との交流及び共同学習の推進を今後も行います。</li> </ul>	学校教育課 教育総務担当
⑦ 特別支援教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害のない児童生徒が、障害のある児童生徒についての理解と認識を深めるための指導を充実するとともに、多様化する障害の状況に合わせて支援員の増員等、体制の充実を図っています。</li> <li>・通常の学校に在籍するLDやADHD、高機能自閉症などの発達障害により特別な教育的支援が必要な子どもに対する支援体制をその実態に応じたものにするために、指導内容や指導方法を工夫しながら、整備します。</li> </ul>	学校教育課 教育総務担当

事業名	事業概要	主担当課
⑧学校教育における障害者理解の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援学校に在籍する児童生徒が、居住地の学校の児童生徒と交流する居住地交流に協力しています。</li> <li>・障害の有無にかかわらず、地域で暮らす子どもの連帯意識を育み、障害のある人に対する理解を深めるため、特別支援学校などの児童生徒との交流学習を行っており、今後も内容を充実させ、実施していきます。</li> </ul>	学校教育課 教育総務担当
⑨「障害」に関する教職員研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県教育委員会、また県総合教育センターからの研修に関わる情報については、積極的に各学校に通知し、周知の徹底を図っています。</li> <li>・学校でも講師を呼び、職場内研修の充実も行っています。</li> <li>・発達障害を含めた多様な障害に対する理解を深めるため、今後も県で行う教職員研修等への積極的な参加を支援します。</li> </ul>	学校教育課 教育総務担当
⑩障害のある子どもの放課後対策等の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域生活支援事業による日中一時支援、障害児通所給付事業による放課後等デイサービス・児童発達支援・医療型児童発達支援・保育所等訪問支援を実施しています。</li> <li>・障害のある子どもの放課後対策や、夏休みなどの長期休暇時における居場所づくりに取り組みます。</li> </ul>	福祉課 障害福祉担当

## 基本施策（４）子どもの貧困対策の推進・・・・・・・・

「貧困の連鎖」を防ぐため、生活困窮家庭等への支援に取り組むとともに、子どもを貧困の連鎖から断ち切り、将来の自立した生活を確保するため、家庭の状況に左右されることなく、すべての子どもの学びが保障されるよう、就学前教育・保育の充実を図ります。

また、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、子ども医療費支給など、現在行っている施策をより一層充実させるとともに、新たな支援の方策を検討します。

### 【主な取り組み】

事業名	事業概要	担当当課
子どもの学習支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活困窮世帯の子どもに対し、帝京科学大学や母子寡婦福祉連合会などと協力して、学習支援や様々な交流活動を実施しています。</li> <li>子どもたちの学力向上と社会性及び自立を育むことにより、「貧困の連鎖」を防止し、将来的な自立の素地を高めていけるよう、支援の充実を図ります。</li> </ul>	福祉課 福祉総務担当
生活困窮者自立支援相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、個々の状況に応じた相談支援等を行います。</li> </ul>	福祉課 福祉総務担当
<b>ひとり親家庭の自立支援の推進【再掲】</b>		
①ひとり親家庭等に関する経済的負担の軽減（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひとり親家庭の経済的負担の軽減として、児童扶養手当・ひとり親家庭医療費助成・母子自立支援給付金制度の活用と適正な運用、充実を通して、生活の安定と自立を支援し、今後も、ひとり親家庭等の経済的支援を図ります。</li> </ul>	子育て保健課 子育て支援担当
②ひとり親家庭等の就労促進（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひとり親家庭の母親が、就職に有利で生活の安定に役立つ資格を養成機関において取得するときに、高等職業訓練促進費等支給事業により給付金を支給し、就労を促進します。</li> <li>本制度を広く周知し、ひとり親家庭の自立の促進を図ります。</li> </ul>	子育て保健課 子育て支援担当
③ひとり親家庭の相談体制の充実（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> <li>増加傾向にある、ひとり親家庭の様々な問題に対しては、母子・父子自立支援員を中心に関係機関と連携し、随時相談の体制の一層の充実を図ります。</li> </ul>	子育て保健課 子育て支援担当

事業名	事業概要	主担当課
<b>経済的支援の充実【再掲】</b>		
①経済的支援（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童手当の支給や医療費助成制度の他、児童の疾病や障害に応じて様々な支援制度の活用と適正な運用、充実を通して、子育てへの経済的支援を推進します。</li> <li>・国・県の動向に注目しながら、様々な支援ができるように図ります。</li> </ul>	子育て保健課 子育て支援担当
②出産奨励祝金の支給（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成22年1年から、市の将来にわたって子どもの人口増加対策の一環とするとともに、地域の活性化に資することを目的に、第1子に5万円、第2子に10万円、第3子以降に50万円を出産奨励祝金として支給しています。</li> <li>・支給された世帯が、今後定住していくように、支給方法や支給金額などを検討します。</li> </ul>	子育て保健課 子育て支援担当
③要保護世帯等への就学のための援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経済的理由によって就学困難と認められる児童等の保護者の経済的負担を軽減するため、就学のための必要な援助を行います。</li> <li>・学用品や修学旅行の費用や、学校給食に要する費用の実費分を援助します。</li> </ul>	学校教育課 教育総務担当



## 基本目標 2 子どもの健やかな成長を支える環境づくり

### 基本施策（1）子どもと母親の健康確保と切れ目のない支援の充実・・・

母親が安心して妊娠・出産に臨めるよう、訪問指導など、妊娠期から支援を行うとともに、子どもの発育・発達への支援に取り組み、妊娠期からの切れ目のない支援を行うことで、子どもの健やかな成長や発達を支援します。

また、各成長発達段階での健康診査や相談を通して、疾病の早期発見と親子の健康維持、障害の早期発見、早期治療・療育につなげる取り組みを進めるとともに、妊娠時期からの健康教育や相談事業を通じて、育児不安の軽減を図ります。健診未受診の乳幼児や妊産婦については、状況把握を行い、支援が必要な場合は、適切な支援につなげます。

#### ① 妊娠・出産から子育てまでの切れ目のない支援の充実

##### 【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	担当課
母子健康手帳の交付	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎週2回、母子健康手帳の交付を行い、妊娠中を健康に過ごし、安全な出産ができるよう、母子の健康管理に役立てます。</li> </ul>	子育て保健課 母子福祉担当
母子訪問	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健師・助産師が妊産婦・新生児の訪問を実施し、妊産婦の様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげます。</li> <li>里帰り先での訪問を希望する場合、滞在市町村へ依頼していきます。希望しない場合でも新生児・産婦とともに順調に生活できているか電話連絡を行って、早期の関わりを図ります。</li> <li>産後のうつ対策としてエジンバラ産後うつ質問票を導入したため、産婦の状況把握とともに支援が必要な人にタイムリーな支援ができるよう、ケースの情報交換会の開催や、関係機関と連携した対応について検討します。</li> </ul>	子育て保健課 母子福祉担当
妊婦・乳幼児健康診査の実施		
①妊婦一般健康診査	<ul style="list-style-type: none"> <li>妊婦に対して、1人あたり14回分の健診受診票を交付し、定期的に健康診査を受け、異常の早期発見や早期治療を図るとともに正しい知識を普及し、安心、安全な妊娠・出産を支援します。</li> <li>里帰りや県外の医療機関で妊婦一般健康診査の委託契約が出来ない医療機関については、償還払いでの対応を行います。</li> </ul>	子育て保健課 母子福祉担当

事業名		事業概要	担当課
	②産婦健康診査	<ul style="list-style-type: none"> <li>産後間もない母親の心とからだの健康の保持やうつ病の予防等、出産後の切れ目のない支援となるよう、産後の健康診査（産後1か月の間に1～2回）の利用を勧めています。</li> </ul>	子育て保健課 母子福祉担当
	③乳幼児健康診査	<ul style="list-style-type: none"> <li>4か月児・9か月児・1歳6か月児・2歳児・3歳児の健康診査を集団で実施し、乳幼児の健康状態と発育発達を定期的に把握し、乳幼児の健康増進を図ります。</li> <li>フォローが必要なケースについては保育所等関係機関と連携をとり、支援します。</li> <li>未受診者に対しては次の開催日に受診を推奨します。</li> </ul>	子育て保健課 母子福祉担当
	④5歳児健康診査	<ul style="list-style-type: none"> <li>目的として、発達障害の発見や保護者に生活習慣を含む5歳児の姿を認識してもらい、就学を迎えるための準備をはじめる機会としています。必要に応じて関係支援機関（通級指導学級スマイル、教育相談室、医療機関、児童相談所ほか）へ紹介し、今後の健やかな発達ため就学に向けてすすめています。</li> <li>実施にあたり、各幼稚園・こども園等の協力を得ながら、教育委員会教育相談室や上野原小学校通級指導教室のスタッフとの話し合いや健康診査当日の運営を行っています。</li> </ul>	子育て保健課 母子福祉担当
	妊婦相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子健康手帳交付時に、妊娠期をより健康に過ごし出産に備えるため、妊婦相談を実施します。都合がつかない方には、随時対応や電話対応を行い、貧血や妊娠高血圧症候群予防を中心に、内容の充実を図ります。</li> </ul>	子育て保健課 母子福祉担当
	母親学級・両親学級の 実施（ママパパ教室）	<ul style="list-style-type: none"> <li>妊娠5～7か月の妊婦を対象に、「ママパパ教室」を実施し妊娠中の食生活、胎児のときからの関わり、乳房管理やリラクゼーションについて学習し、同じ頃に出産予定の参加者同士の情報交換や仲間づくりの機会になるよう支援します。また、妊娠をきっかけに、家族の健康管理についても考えられるように、内容の充実を図ります。</li> <li>「ママパパ教室」では父親が参加しやすいよう、土曜日開催の日をもうけ、妊娠出産または育児について必要な情報の提供や保健指導を行い、妊娠、子育てにおいて、夫婦がお互いに役割を持ち、父母として積極的に育児に向かえるように、妊婦及び家族の交流を図ります。</li> </ul>	子育て保健課 母子福祉担当
育児教室の実施			
	①乳児健康教室	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの発達を促す遊びを親子で楽しく体験し、親子の交流と仲間づくり、育児に関する情報交換や学習、交流ができる場として実施します。</li> <li>母親が子どもの発達段階に合わせた関わり方を知り、子どもの月齢に応じて成長できるよう支援します。</li> <li>参加者の実情に合わせて教室の回数や内容を見直し、より充実した支援を行います。</li> </ul>	子育て保健課 母子福祉担当

事業名	事業概要	担当課
②幼児健康教室 (コアラ教室)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1歳1か月～1歳4か月児とその母親を対象に、1歳児の特徴や発達を促す遊び、大人と子どもの食事について情報提供や保健指導を行います。</li> <li>・ 子どもの月齢に応じて成長できるよう、また、母親が自分自身の健康管理についても考えられる機会となることを目的に実施します。</li> <li>・ 幼児期には食事の悩みをもつ母親が多いことから、食事の話についての内容を充実していきます。</li> </ul>	子育て保健課 母子福祉担当

## ② 家庭での親子の健康づくり

### 【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	担当課
子どもの事故防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 乳幼児健康診査時に、転倒や誤飲、やけど等の事故防止に関するパンフレットを配布し、保健指導を実施します。</li> <li>・ 育児教室で愛育会が作成した事故防止のファイルを配布し、事故防止の啓発を推進します。</li> </ul>	子育て保健課 母子福祉担当
受動喫煙の防止の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 妊娠が妊婦本人はもとより家族を含めての禁煙の強い動機になるため、母子健康手帳交付時の妊婦相談において禁煙指導を必ず行い、妊産婦の禁煙を促すとともに妊産婦と子どもの受動喫煙の防止を進めます。</li> <li>・ 妊娠中は禁煙しても、出産後再喫煙をする方がいることから、妊婦相談時に喫煙状況を確認し、禁煙意志のある人が100%禁煙できるように継続的に個別支援を行います。</li> </ul>	子育て保健課 母子福祉担当

## ③ 学校における健康教育の推進

### 【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	担当課
学校における健康教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校における保健指導や保健集会において、歯磨きやよく噛むことの指導などを実施し、生涯にわたる心身の健康の保持増進に必要な知識や、適切な生活習慣を身につけるための健康教育を推進します。</li> <li>・ インフルエンザ等の疾病対策のため、啓発チラシを配布し、児童生徒及び保護者に対して感染防止についての理解と協力を求めます。</li> </ul>	学校教育課 教育総務担当

## 基本施策（２）「食育」の推進・・・・・・・・

食育をライフステージに応じて暮らしのさまざまな場面の中で、他機関と連携しながら、食に関する情報提供や学習機会の充実を図ります。講習や教室等に参加ができない保護者に対しても、必要な情報が届くよう、情報提供の充実に努めます。

### 【主な取り組み】

事業名	事業概要	主担当課
食に関する学習機会や情報提供の推進		
①母親学級での講習	<ul style="list-style-type: none"> <li>妊娠中の栄養についての学習や、鉄分を意識し、栄養バランスのとれた食事について、簡単な調理実習を行い、正しい食生活の指導を行います。また、欠食している妊婦や標準体重以下の妊婦が低出生体重児を産む割合が高いことから、欠食や偏食をしないように指導します。さらに、今までの食事の量と偏りについて振り返り、改善点がわかるように指導をします。</li> <li>子育て中の母親の食習慣が子どもたちにも影響することが考えられるので、1日3回食べることや偏りのない食事をするということについて指導します。</li> </ul>	子育て保健課 母子福祉担当
②乳幼児健康診査での講習	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活のリズム、食習慣、離乳食の進め方、おやつなどに重点をおいて、具体的な情報を提供し、正しい食生活を学習する機会となるよう図ります。</li> <li>食事について悩みを持つ母親が多いことから、小さいころから欠食や偏食をしないように乳児健診や育児教室等において3回しっかり食べていくための具体的な離乳食の進め方を指導します。</li> </ul>	子育て保健課 母子福祉担当
わくわくクッキング教室	<ul style="list-style-type: none"> <li>食生活改善推進委員会を中心に、夏休みに小学生親子を対象にした「わくわくクッキング教室」を実施し、親子で協力して調理をすることで親子のふれあいと食への興味を広げ、望ましい食習慣を伝えます。</li> <li>より多くの方が参加できるように実施日や回数、実施地区を検討します。</li> </ul>	子育て保健課 医療保健担当
学校教育における食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>食の専門家である学校栄養職員が給食を通して望ましい食習慣を伝えるほか、児童生徒に直接「食に関する指導」を行い、食事の大切さを伝えます。</li> </ul>	学校教育課 教育総務担当
食育推進計画の周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成31年3月に第2次食育推進計画を策定しました。</li> <li>食育に関する意識を高めるため、食育推進計画をもとに事業を展開します。</li> </ul>	子育て保健課 医療保健担当

### 基本施策（3）思春期保健対策の充実 ● ● ● ● ● ● ●

思春期の保健対策として、生命の誕生と性、性感染症等に関する正しい知識の普及、喫煙や薬物乱用が心身に与える影響についての啓発等に対する取り組みについては、学校教育の場以外においても、関係する機関の連携で実施する方法等について検討していきます。

#### 【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
性や性感染症予防に関する正しい知識の普及	<ul style="list-style-type: none"> <li>小・中学校の学校保健と連携し、保健集会や学習会の中で、乳幼児の成長の様子を話したり、赤ちゃんの抱っこ体験を通し、命の大切さを伝えています。</li> <li>性教育に関しては、性に関する健全な意識が持てるよう、学校保健との組織的な連携を図り、正しい知識の普及を図ります。</li> </ul>	子育て保健課 母子福祉担当
喫煙や薬物等に関する教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>富士・東部保健所と連携し、「薬物乱用ダメ、ゼッタイ」運動のヤング街頭キャンペーンへの参加による啓発活動を図ります。</li> <li>学校の保健学習などで、喫煙や薬物の有害性などについての基礎知識の普及を図り、思春期の心と体の健康づくりを支援します。</li> <li>妊娠中の喫煙が低出生体重児のリスクになっていることを周知させるなど、中学校と連携し、中学生に対し、吸い始めないための教育を行います。</li> </ul>	子育て保健課 医療保健担当
思春期の相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>思春期の相談や思春期の子どもを持つ親からの相談に対して、随時対応し、必要に応じて、思春期精神保健等の専門の相談機関の紹介を行います。</li> <li>小・中学校の養護教諭と連携して、学校の保健委員会等への参加を通して、思春期の子どもやその親の悩み、問題等の把握に努め、対策を検討します。</li> <li>市採用の学校教育支援スタッフを学校等に配置します。</li> <li>スクールカウンセラーやソーシャルワーカーによる訪問指導や支援を取り入れた対応を検討します。</li> </ul>	学校教育課 学校教育担当

## 基本施策（４）小児医療の充実 ●●●●●●●●

子どもの生命を守り、保護者の育児面における安心を確保するため、子どもの急な病気や怪我に適切に対応できるよう、市立病院を中心とした小児医療体制の充実、医師の確保を図るとともに、小児救急医療情報の提供を行っていきます。

### 【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
小児医療の充実確保	・小児医療に対する要望が多いことから、山梨大学及び県と協議を進め、市立病院を中心とした小児医療体制の充実と医師の確保を図ります。	子育て保健課 医療保健担当
小児救急医療情報の提供		
①富士・東部小児初期救急医療センター	・平成20年10月に開所した「富士・東部小児初期救急医療センター」に関するパンフレットを出生児に配布したり、ホームページ等で医療機関情報を提供して、住民に引き続き周知します。	子育て保健課 医療保健担当
②近隣自治体等の医療情報の提供	・市民ニーズに対応できるよう、上野原市内のみならず、東京都内を含む近距離圏の救急・休日・夜間の受診、医療機能などの情報を提供します。 ・富士・東部小児救急医療センターのPRを行います。	子育て保健課 医療保健担当
医療費の助成	・子ども医療費助成制度として、平成31年4月1日から18歳まで通院、入院の医療費を助成しています。	子育て保健課 子育て支援担当

### 基本目標 3 豊かな個性を育むたくましい人づくり

#### 基本施策（1）次代の親の育成・・・・・・・・

子どもの豊かな人間性を育むため、学校で学ぶことだけでなく、地域活動や生涯学習など、さまざまな活動を行うことができる機会や場を提供し、地域に住む子どもたちをはじめ、地域に住む大人たちも参加できる異年齢や世代間交流の機会などを充実し、子どもたちが他者の個性や考え方を理解する力を育むことができる環境づくりを進めます。

#### 【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
次代の親の育成推進	・次代の親となる社会性や豊かな人間性を育むために、中学校では、家庭科の時間における幼稚園児等とのふれあい体験や保育につながるおもちゃづくりなどを通じて、家庭の大切さや子どもを生み育てることの意義を理解し、将来の子育てにつながる取り組みを推進します。	学校教育課 学校教育担当
生涯ボランティアの仕組みづくり	・小・中学校におけるボランティア教室等を展開し、ボランティア活動に参加することをはじめ、若年層にボランティアの楽しさやその必要性を知ってもらうための体験学習の機会を創設します。	学校教育課 学校教育担当

## 基本施策（２）子どもの教育環境の整備・・・・・・・・

子どもの頃から郷土を愛する心や、文化を育む教育を推進し、人とのつながりの中で自分のよさを発揮するとともに、自分自身生き方を考え、課題や夢に挑戦していく学校教育を含めた教育環境を整備するとともに、市の強みである豊かな自然環境や伝統文化を活かした教育を推進します。

また、乳幼児が初めて家庭を離れ、多くの時間を過ごす教育・保育の場で、同年齢や異年齢の子どもとの関わり合いによる経験を確保し、子どもの育ちを保障していくため、幼稚園・保育所・認定こども園が連携した質の高い教育（保育）の充実を図るとともに、学校教育の充実だけではなく、生涯学習も含めた子どもの健全育成の推進を図ります。

### 【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
<b>個性を生かし、能力を育む学校教育の推進</b>		
①子ども一人ひとりに応じたきめ細やかな指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>一人ひとりの能力や習熟度に応じた個別指導を行います。また、T T（ティーム・ティーチング）等少人数教育による授業の実施など、各学校の実情に合わせた授業形態を選択し、指導の充実を図っています。引き続き、きめ細かな指導を展開します。</li> </ul>	学校教育課 教育総務担当
②道徳教育推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校教育においては、道徳教育に関する指導計画のもと、いきいき教育や心に元気を育む道徳教育等様々な機会を通して、地域の方を講師に招いたり、図書を購入したり、地域の幅広い年齢層と語る時間を設け、道徳教育の充実を図っています。</li> <li>一人ひとりの児童が道徳的価値を自分の課題として受け止め、豊かに感じ、いきいきと自分を表現して、よりよく生きようとする意欲を自ら育むような道徳教育を進めます。</li> <li>コミュニティ・スクールの導入に伴い、学校と地域との連携を検討します。</li> </ul>	学校教育課 学校教育担当
③学校教育支援スタッフ配置事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別支援学級に在籍する児童・生徒には個別の支援計画が作成されており、担任や養護教諭が適切な対応を行っています。</li> <li>特別支援学級の児童・生徒の人数・障害程度等を考慮しながら、市採用の学校カウンセラーや養護教諭、特別支援教育支援員などの学校教育支援スタッフを適所に設置し、児童・生徒への指導やケア、また、保護者及び学級担任等の教職員への支援も行っています。</li> <li>今後も、特別支援学級の児童・生徒だけでなく、保護者や教職員への支援を行っていきます。</li> </ul>	学校教育課 教育総務担当



事業名	事業概要	主担当課
④特色ある学校づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域に開かれた学校の取り組みとして、保護者だけでなく、地域住民をも対象とした学校開放を各学校で実施しています。</li> <li>・合唱活動、朝読書、読み聞かせ、三世代交流、地域の学習、縦割り班活動、公開授業など、各校での特性に合わせた取り組みによる特色ある学校づくりを推進します。</li> </ul>	<p>学校教育課 教育総務担当</p>
⑤学校評議員制度の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年に策定した教育振興基本計画において、市内の小中学校をコミュニティ・スクールにすることを決定しました。平成30年度より島田小学校と上野原中学校がコミュニティ・スクールとしてスタートし、今後、他の小中学校にも運営協議会を設置していきます。</li> <li>・開かれた学校づくりを推進するために、学校評議員制度により、保護者や地域住民の意向を幅広く聞き、学校運営に反映したり、学校運営の状況などを周知させたりするなどし、地域に信頼される特色ある学校づくりを進めます。</li> </ul>	<p>学校教育課 教育総務担当</p>
学校施設環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近年の猛暑対策として、全中学校にエアコンを設置していきます。</li> <li>・児童生徒などが一日の大半を過ごす活動の場であり、児童生徒の生きる力を育むための教育環境として重要な意義を持つ学校の耐震化をはじめ、バリアフリー化や普通教室、特別教室等の学習環境等の整備を推進します。特に小中学校の校舎における老朽化し傷んでいる箇所の修繕を図ります。</li> </ul>	<p>学校教育課 学校教育担当</p>
幼児教育の推進		
①幼児教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年度初めに幼稚園、こども園、小学校等との懇談会を開催し、幼児教育および小学校教育の在り方についての理解を図るとともに、幼児教育の充実に向けて取り組んでいます。</li> <li>・保護者の多様なニーズに対応した幼稚園の預かり保育や各種事業の充実を図るとともに、豊かな情操・想像力・社会性が身に付く幼児教育の充実を図ります。</li> </ul>	<p>学校教育課 教育総務担当</p>
②保育所・幼稚園と小学校の連携体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的な話し合いや、相互の授業参観・保育参観等により、幼稚園・保育所及び小学校が連携し、相互交流を促進することにより、一貫した教育体制を充実させるとともに、幼稚園や保育所の情報を積極的に提供します。</li> </ul>	<p>学校教育課 教育総務担当</p>

## 基本施策（3）児童の健全育成 ●●●●●●●●

自然体験活動や社会体験活動、スポーツや文化芸術活動などのさまざまな地域活動を通じて、子どもたちの愛郷心や情操を養うことに努めます。

また、ひきこもり等で悩む本人や家族に対し、それぞれの状況に応じ専門相談を実施し、学校教育においては、すべての児童・生徒に対して、授業等を通して必要な意欲・態度や能力を育み、一人ひとりのキャリア発達を支援します。

### 【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
規則正しい生活習慣を身に付けるため支援		
①親睦スポーツ大会	<ul style="list-style-type: none"> <li>上野原市青少年育成会連絡協議会と共催で親睦スポーツ大会を開催し、指導者・団員・保護者へ専門競技ではないニュースポーツ等の体験により、生涯続けられるスポーツを紹介し、スポーツ活動の推進を図ります。</li> </ul>	社会教育課 社会教育担当
②体育の授業の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>各学校において、体力向上に向け、スクールバスの出発までの時間を休み時間として設定したり、長期休業においては、校庭を児童に遊び場として開放しています。</li> <li>各校の実情に応じて外遊びの奨励、ドッジボール、縄とび、体操教室、水泳教室、持久走などの各種取り組みを展開し、体育・スポーツ及び健康・安全に関する基礎・基本となる資質や能力の育成、健康体力の増進を図ります。</li> </ul>	学校教育課 教育総務担当
③地域人材活用推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>県のいきいき教育地域人材活用推進事業（特別非常勤講師）を活用し、総合学習の時間などに、有能な知識や技術、見識を持った方々を講師に招き、子どもに様々な体験をさせ、子どもに生きがいと夢を与え、地域を大切にする心の育成を図ります。</li> <li>教育活動の拡大・拡充に向けて人材バンク等の作成を検討します。</li> </ul>	学校教育課 教育総務担当
④文化体験活動の機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化協会に協力を頂き、小中学生を対象に書道、将棋、水彩画、箏曲、囲碁、日本舞踊、茶道等の体験の場を提供し、継続して活動を行う団体の育成を支援します。</li> <li>「広報うえのはら」や市のホームページ、行政放送を利用し、さらなる参加者の確保を図ります。</li> </ul>	社会教育課 社会教育担当
⑤自然体験活動の機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>小学生を対象に市内及び周辺をフィールドに、ゆずりはら青少年自然の里と連携を図り、自然体験活動、観察会、環境保全活動が体験できる場を提供します。</li> <li>今後も指導者の確保に努め、充実した体験活動ができるよう取り組みます。</li> </ul>	社会教育課 社会教育担当

事業名	事業概要	主担当課
⑥読書活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成28年度からは英語絵本の読み聞かせ会である「ライブラリーキッズルーム」等新規事業にも取り組んでいます。また、小学校等と連携した出張お話し会も行っています。</li> <li>図書館においては、「おはなし会」や「親子文芸講座」を定期的実施し、本に親しむ機会を提供します。特に親子文芸講座については、実施回数を増やし、講師の確保も検討します。</li> <li>9か月児の健康診査時に親子に絵本をプレゼントし、子どもと保護者が本に親しむ機会をもつきっかけを提供しています。今後は、「セカンドブックスタート」として、子どもの発達段階にあわせて、読書機会の提供活動を行います。</li> </ul>	社会教育課 図書館担当
⑦放課後子ども教室推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成22年度から「上野原市放課後子どもプラン運営委員会」を立ち上げ、放課後の子どもの安全・安心な居場所づくりのため、地域の人々の参画を得て、勉強・スポーツ・文化・地域交流等のプログラムを検討しています。</li> <li>平成29年度から順次「上小っ子クラブ」、「西小っ子クラブ」「秋小っ子クラブ」を開始し、平成31年度には、一体型又は連携型の放課後子ども教室を市内全小学校にて実施しています。</li> <li>今後は、地域コーディネーターやスタッフの確保等を検討します。</li> </ul>	社会教育課 社会教育担当
少年非行や不登校に対応する専門的な相談体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>豊かで充実した学校生活が送れるように、サポート体制の充実を図ります。</li> <li>教育委員会に市単独の学校カウンセラーを配置し相談室を設けて、不登校等の総合的な相談を行います。また、県のスクールカウンセラー活用事業の推進など教育相談体制の充実を図ります。</li> <li>今後もスクールカウンセラーやソーシャルワーカーによる訪問指導や支援を取り入れた対応の充実を図っていきます。</li> </ul>	学校教育課 教育総務担当
子どもを取り巻く有害環境対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>J Rの駅等の白ポストの設置により、性的・暴力的な表現が含まれている子どもの教育上有害と思われる図書を回収します。</li> <li>子どもたちが直面している、SNSによるいじめや犯罪に巻き込まれたり、ネット社会での問題についても学校や警察などと連携して、対策を検討します。</li> </ul>	社会教育課 社会教育担当 学校教育課 学校教育担当

## 基本施策（４）家庭や地域の教育力の向上・・・・・・・・

子育てを行っている親が持てる力を発揮し、ともに喜びや楽しみを感じ、分かち合いながら子育てを行っていただけるよう、家庭の子育て力、教育力を強化する支援やそのための地域環境づくりを進めます。

### 【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
子育て支援ネットワークの形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係者を集めてケース会議を行い、ほかの対象者の支援にもつながるよう取り組み、関係機関への協力も具体的な対応ができるよう関係者間で検討しています。</li> <li>小学校へのスムーズな就学に向け、関係機関の会議へ参加し検討しています。</li> <li>地域で活動しているボランティアグループ、NPO、民生委員・児童委員や主任児童委員など、関係機関との連携を図り、地域に密着した支援体制を推進します。</li> <li>母子保健に関する全体的な問題を共有したり、課題の解決に努めるために関係者が集まり、どのように推進していくのが望ましいか話し合う機会を設け、検討します。</li> </ul>	子育て保健課 子育て支援担当
家庭の教育力の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育所、認定こども園、子育て支援センターにおいて、家庭相談員による子育て講座などを開催し、子育てに関する情報提供や相談を行っています。</li> <li>親が、子育ての社会的意義を学ぶとともに、「早寝早起き朝ご飯」の正しい生活習慣の意義、映像メディア漬けの危険性等の子育てに関する知識や技術を身に付けることができるよう、様々な学習機会の提供を図ります。</li> <li>子育てに様々な悩みを抱える親に対しては、子育ての情報提供の場や相談できる場を充実させます。</li> </ul>	子育て保健課 子育て支援担当
地域の子育て活動の学校教職員の参加	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもが健やかに成長するためには、家庭、学校、地域が一体となって取り組むことが重要なため、連携の必要性を相互に共有し、地域の青少年育成会事業への理解と、積極的な参加を推進します。</li> </ul>	社会教育課 社会教育担当

## 基本施策（５）子どもの人権の尊重・・・・・・・・

子どもの権利の趣旨について、さまざまな機会を活用し、幅広く市民への啓発を行うとともに、子どもの視点に立った施策の実現に努めます。また、子ども自身・保護者などが、子どもの権利について、困った時に気軽に相談できる体制を充実するとともに、いじめ等を受けた子ども自身からの相談が受け入れやすいような配慮を行い、子ども自身をサポートしていきます。

### 【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
子どもの権利普及促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「広報うえのはら」や市のホームページ等、様々な媒体を用い、広く市民に対して児童の権利に関する条約の普及、啓発を図ります。また、人権擁護委員会と連携を図り、保育所及び小学校等を訪問するなど啓発を図ります。</li> </ul>	子育て保健課 子育て支援担当
人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校では、道徳教育との連携の中で、命を尊ぶ人権教育を推進します。</li> </ul>	学校教育課 学校教育担当
いじめ防止に関する取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止のための対策を教育委員会や学校、家庭、地域、関係機関が連携し、推進するために、いじめ防止基本方針を策定しました。</li> <li>・いじめの問題を継続的な取り組みとして推進します。</li> </ul>	学校教育課 学校教育担当

## 基本目標 4 安心・安全に子育てができるまちづくり

### 基本施策（１）良質な居住環境の確保・・・・・・・・

ひとり親世帯、小さな子どもがいる世帯や多子世帯等の住宅困窮度の高い子育て世帯に対し、公営住宅の優先入居として取り扱うとともに、子育てに適した居住環境の提供を進めるなど、子育て世代の定住を促し、愛着を持って永く住み継がれるよう、子育てしやすい住宅を整備するとともに魅力あるまちづくりを進めています。

また、公営住宅の情報について積極的な情報提供を図ります。

#### 【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
公営住宅における優先入居制度	<ul style="list-style-type: none"><li>ひとり親世帯、小さな子どもがいる世帯や多子世帯等の住宅困窮度の高い子育て世帯を優先入居として取り扱います。</li><li>制度の周知に努め、積極的な活用を推進します。</li></ul>	建設課 都市計画担当
公営住宅の確保に資する情報提供等	<ul style="list-style-type: none"><li>公営住宅の情報については、随時提供を行います。</li><li>今後も積極的な情報提供を図ります。</li></ul>	建設課 都市計画担当
公園や遊び場の整備	<ul style="list-style-type: none"><li>身近な憩いやレクリエーションの場として、子どもや親などが利用しやすい公園や遊び場の整備を進めるとともに、様々な環境保全活動に対する支援を充実させます。</li></ul>	建設課 道路河川担当

## 基本施策（２）安心して外出できる環境の整備・・・・・・・・

公共施設、道路、公園などの整備や改修時には、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れるとともに、既存施設については、ベビーカーでの親子連れや、障害者が利用しにくい道路や交通機関、公共施設などバリアフリー化を進めます。

### 【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
公共施設等のユニバーサルデザイン化	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後新設・改修される公共施設や道路にあつてはユニバーサルデザインの考え方を一層強く盛り込み、安全性の向上やわかりやすい案内表示なども含め、誰もが利用しやすい環境づくりを目指します。</li> </ul>	各課 各担当
安心して歩行できる環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>歩行者が安心して通行できるよう、車道と歩道を分ける「歩車道分離」を促進します。また、段差の解消などに配慮しながら、さらに安全で快適な道路環境の整備を推進します。</li> </ul>	建設課 道路河川担当
公共施設等におけるベビーベッドの設置等	<ul style="list-style-type: none"> <li>市役所等には、既にオムツ替え用ベビーシートや多目的トイレ、授乳室が設置されています。また、今後、建設予定の公共施設等にも、設置を検討します。</li> <li>他の公共施設においても、市の担当課も含め協議し、子育て家庭に利用しやすい施設整備を推進します。</li> </ul>	子育て保健課 子育て 支援担当
バリアフリー施設についての情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>バリアフリー施設情報など子育てに関する情報について、関係機関と連携を図り、総合的に把握し、情報の一元化を図り、ホームページ等を活用し、さらなる情報提供等を図ります。</li> </ul>	子育て保健課 子育て 支援担当
こころのバリアフリーに関する啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共交通機関では妊婦等に席を譲ったり、ベビーカー等の通行の邪魔にならないよう歩道上に自転車や商品等を置かないようしたりするなど、こころのバリアフリーに関する啓発活動を行います。</li> </ul>	子育て保健課 子育て 支援担当

## 基本施策（3）安心・安全なまちづくりの推進・・・・・・・・

子どもや乳幼児等の親子連れに対する交通面での安全性に留意し、交通安全設備の設置、道路の拡幅や歩道の設置、交差点の改良など安全な道路交通環境の整備を進めるとともに、就学前の児童や学校の生徒等に対する交通安全学習を推進します。

また、子どもたちが安全に安心して地域で生活していくことができるよう、地域防犯の強化等を図るとともに、犯罪のない明るく住みよいまちをつくるため、地域社会全体で子どもを見守り育てる意識啓発や環境整備を推進します。

さらに、安全なまちづくりに向け、災害時に想定される事故に対する未然対策を実施するとともに、地域住民による見守りやパトロール、災害情報の迅速な提供体制や子育て関連施設における連絡体制の強化などを充実していきます。

### 【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
交通安全対策		
①道路設備の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路パトロールや地域の要望があった危険箇所にカーブミラーやガードレールの設置を行います。</li> <li>未改良道路は、現況の道路の危険箇所に優先順位を付け整備します。</li> </ul>	建設課 道路河川担当
②死傷事故発生地域における重点整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路パトロールや地域より陳情や要望のあった箇所を危険度の高い所から優先的に整備して事故防止を行います。</li> </ul>	建設課 道路河川担当
③生活道路における車両の進入等の抑制	<ul style="list-style-type: none"> <li>上野原小学校の周辺道路で、時間帯による車両進入禁止等の対策を行っていますが、その区域は限られています。今後も警察などの関係機関との協議と地域住民の理解を得て、範囲の拡張を図ります。</li> </ul>	学校教育課 学校教育担当
④交通安全教室の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもを交通事故から守るため、警察、保育所、学校等関係機関と連携及び協力体制を強化するとともに、保育所では就学前交通安全教室、小学校では自転車安全教室など体験型の交通安全教育も推進します。</li> </ul>	子育て保健課 子育て支援担当 学校教育課 学校教育担当
⑤交通安全教育を実施する職員の指導力の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通安全教室の実施には、指導者の育成が不可欠であるため、山梨県交通対策推進協議会及び山梨県が主催する指導者講習会等へ、市の交通指導員の参加を積極的に推進します。</li> </ul>	生活環境課 生活環境担当
⑥通学路の安全確保に関する取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>通学路交通安全プログラムを定めて、子どもが安全に通学できるように推進します。</li> </ul>	学校教育課 学校教育担当



事業名	事業概要	担当課
<b>防犯対策</b>		
①地域防犯力の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールガードなどによる学校の防犯対策や防犯灯の整備、防犯パトロール車の導入などにより、犯罪防止活動を一層強化します。また、地域の防犯ボランティアの育成や組織化の支援を通じて、地域の防犯力の充実に支援します。</li> <li>・今後も各地区や関係各所と連携を図り、防犯の支援を行います。</li> </ul>	生活環境課 生活環境担当
②学校等の安全管理に関する取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防犯教育を推進するとともに、防犯活動に取り組みます。(防犯ブザーの点検、子ども110番の家への協力依頼、授業における防犯教育、警察の協力による防犯教室及び避難訓練、集団下校指導、防犯ボランティア会議など)</li> <li>・安全で楽しい学校生活が送れるよう、安全指導の徹底を図ります。</li> </ul>	学校教育課 教育総務担当
③防犯設備の整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年度から上野原全地区を対象に既存防犯灯のLED化を実施し、各地区における防犯灯の新設に対して補助を行っています。</li> <li>・地域と連携を図り、通学路を中心に防犯灯の設置を図ります。</li> </ul>	総務課 総務担当
④犯罪に関する情報提供の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察や駐在所、防犯ボランティア等の関係機関と連携をとり、学校の安全のため、情報共有を行います。また、PTAの緊急連絡網や学校からの「おたより」やメールなどによって、情報提供の推進を図ります。</li> </ul>	学校教育課 教育総務担当
⑤パトロール活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校、PTA、地域が連携をとりパトロール活動等を行います。(買い物時などの普段の見守り、ボランティアによる防犯パトロール、防犯ボランティア会議の開催、PTA補導部による見回りなど。)</li> <li>・関係各機関と連携をして、学校の安全のため、防犯パトロールを実施します。</li> </ul>	学校教育課 教育総務担当
⑥防犯講習の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常の教育のなかで、児童・生徒が安全に留意し敏速に避難することができるように、各学校における防犯教育、避難訓練(防犯)の開催、及び警察の協力による防犯教室、また、集団下校の指導などを行い、子どもの安全の確保を図ります。</li> </ul>	学校教育課 教育総務担当
⑦被害に遭った子どもの保護の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもが、交通事故、犯罪、いじめ、災害等の被害によって心身の危機を体験しダメージを受けた場合に、その立ち直りを支援するため、学校カウンセラーを教育委員会に設置し、家庭児童相談員等と連携してカウンセリングやサポートによる心のケアを行います。</li> </ul>	学校教育課 教育総務担当
<b>防災対策</b>		
①防災教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年度初めに、各学校の防災計画や避難訓練の実施予定等を確認し、平成29年度と30年度では、防災アドバイザーによる避難訓練の在り方や校舎内外の防災環境について指導助言を受けました。</li> <li>・児童生徒、教職員が災害から生命を守り、身体の安全を確保するための避難の仕方、安全な行動方法等実践的な態度・能力を養うよう、引き続き学校教育において防災教育を進めます。</li> </ul>	学校教育課 教育総務担当
②学校施設環境の整備(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近年の猛暑対策として、全中学校にエアコンを設置していきます。</li> <li>・児童生徒などが一日の大半を過ごす活動の場であり、児童生徒の生きる力を育むための教育環境として重要な意義を持つ学校の耐震化をはじめ、バリアフリー化や普通教室、特別教室等の学習環境等の整備を推進します。特に小中学校の校舎における老朽化し傷んでいる箇所を修繕を図ります。</li> </ul>	学校教育課 学校教育担当

事業名	事業概要	主担当課
③避難体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学校において、火災、地震、また不審者侵入等を想定した避難訓練や、大規模地震を想定しての引き渡し訓練も、保護者の協力のもとに実施しています。</li> <li>・教育委員会では、年度初めに、各学校の防災計画や各訓練の実施状況等を確認しています。</li> <li>・地震や火災などの災害時に、子どもの生命を守ることを第一に、避難訓練や体制整備の充実を図り、緊急時に対応できるようにします。</li> <li>・災害時に対する児童・生徒の対処、避難の習熟をねらい、防災に対する理解と意識を深めるために、避難訓練を行います。</li> <li>・大規模災害を想定した避難訓練を検討します。</li> </ul>	<p>学校教育課 学校教育担当</p>



## 第5章

# 教育・保育の量の見込みと 確保方策、実施時期

## 1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針において、市は教育・保育を提供するために、保護者や子どもが居宅等から容易に移動することが可能な区域を定めることとしています。

「上野原市子ども・子育て支援事業計画」では、この教育・保育の提供区域について、保育所等の整備にあたり、宅地開発等による人口変動による教育・保育ニーズの



状況に応じ、全市域で柔軟に教育・保育の提供を行うため市全域を1つの区域と決めました。本計画においても、この考えを踏襲し、市全域を1つの区域とします。

## 2 人口の見込み

子ども・子育て支援事業計画で定めるサービスの対象となる、0歳から11歳までの子どもの人口を平成27年から平成31年の4月1日の住民基本台帳の人口を基にコーホート変化率法により推計しました。

0歳から11歳までの子どもの将来推計は、減少していくことが見込まれます。

単位：人

年齢	令和2年	令和3年度	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	81	77	74	71	68
1歳	80	84	80	77	74
2歳	91	78	82	78	75
3歳	95	93	80	84	80
4歳	117	100	97	84	88
5歳	117	110	94	92	79
6歳	132	129	121	103	100
7歳	135	127	123	116	98
8歳	123	137	129	125	118
9歳	153	122	136	128	124
10歳	137	149	118	132	124
11歳	143	144	157	125	140
合計	1,404	1,350	1,291	1,215	1,168

※コーホート変化率法：同年または同期間の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

### 3 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育

各認定区分に応じた量の見込みを以下のとおり見込み、確保策を定めました。

#### 【 令和2年度 】

単位：人

		令和2年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		329			171	81
量の見込み（A）		139	28	158	77	14
確保量						
特定教育・保育施設	保育所、認定こども園	—	30	201	104	35
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	410	—	—	—	—
確保量合計（B）		410	30	201	104	35
過不足（C）＝（B）－（A）		271	2	43	27	21

#### 【 令和3年度 】

単位：人

		令和3年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		303			162	77
量の見込み（A）		128	26	146	73	13
確保量						
特定教育・保育施設	保育所、認定こども園	—	30	201	104	35
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	410	—	—	—	—
確保量合計（B）		410	30	201	104	35
過不足（C）＝（B）－（A）		282	4	55	31	22

【 令和4年度 】

単位：人

		令和4年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		271			162	74
量の見込み（A）		114	23	130	73	13
確保量						
特定教育・保育施設	保育所、認定こども園	—	30	201	104	35
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	410	—	—	—	—
確保量合計（B）		410	30	201	104	35
過不足（C）＝（B）－（A）		296	7	71	31	22

【 令和5年度 】

単位：人

		令和5年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		260			155	71
量の見込み（A）		110	22	125	70	12
確保量						
特定教育・保育施設	保育所、認定こども園	—	30	201	104	35
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	410	—	—	—	—
確保量合計（B）		410	30	201	104	35
過不足（C）＝（B）－（A）		300	8	76	34	23

【 令和6年度 】

単位：人

		令和6年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		247			149	68
量の見込み（A）		104	21	119	67	11
確保量						
特定教育・保育施設	保育所、認定こども園	—	30	201	104	35
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	410	—	—	—	—
確保量合計（B）		410	30	201	104	35
過不足（C）＝（B）－（A）		306	9	82	37	24

【 今後の方向性 】

ニーズ調査の結果を考慮するとともに、必要に応じて事業計画を見直し、もっとも適当な時期に、より効果的な教育・保育施設の確保に取り組みます。

また、保育士の人材確保対策の充実など、保育の質の担保・向上を図ります。



## 4 地域子ども・子育て支援事業

### (1) 利用者支援事業 . . . . .

#### 【 概要 】

子どもやその保護者の身近な場所で、地域の子ども・子育て支援について、子どもやその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を総合的に行う事業です。

#### 【 現状 】

単位：箇所

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
設置箇所	1	1	1	2	2

#### 【 量の見込みと確保策 】

単位：箇所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	2	2	2	2	2
基本型・特定型	2	2	2	2	2
母子保健型	—	—	—	—	—
確保策（B）	2	2	2	2	2
基本型・特定型	2	2	2	2	2
母子保健型	—	—	—	—	—
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

#### 【 今後の方向性 】

市役所窓口で保育サービス利用に対する相談業務、保育所入所待機児童への支援、保育資源・保育サービスの情報収集・提供業務に取り組みます。

## (2) 時間外保育事業 . . . . .

### 【 概要 】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

### 【 現状 】

単位：人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延べ利用人数	874	2,662	2,702	2,563	2,954
1日当たり 平均利用人数 (最大利用人数)	3.6	11.1	11.3 (13.4)	10.7 (14.4)	12.3 (12.5)

### 【 量の見込みと確保策 】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	14	15	16	16	16
確保策 (B)	14	15	16	16	16
差引 (B) - (A)	0	0	0	0	0

### 【 今後の方向性 】

ニーズに対応しつつ、年度ごとの利用状況を見ながら適切に事業を実施します。

### (3) 放課後児童健全育成事業（学童保育所） ● ● ● ● ● ● ●

#### 【 概要 】

保護者の就労等により昼間適切な監護を受けることができない小学校に就学している児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

#### 【 現状 】

単位：人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
登録児童数	175	191	213	228	219

#### 【 量の見込みと確保策 】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	241	251	253	233	223
1年生	78	81	79	68	68
2年生	65	65	66	62	54
3年生	46	55	54	53	51
4年生	34	29	33	31	31
5年生	9	11	9	10	9
6年生	9	10	12	9	10
確保策（B）	265	265	265	265	265
1年生	82	82	82	82	82
2年生	69	69	69	69	69
3年生	57	57	57	57	57
4年生	35	35	35	35	35
5年生	11	11	11	11	11
6年生	11	11	11	11	11
差引（B）－（A）	24	14	12	32	42

#### 【 今後の方向性 】

現在の開所日数や開所時間等を見直し、学童保育所の利用者を含めた全児童を対象として、様々な体験や交流ができる放課後活動の場を確保していきます。

#### (4) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業） . . . . .

##### 【 概要 】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育ができないとき、児童養護施設等で短期間、お子さんを預かり、必要な支援を行う事業です。

##### 【 現状 】

単位：人日／年

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間延べ利用日数	0	0	0	0	0

##### 【 量の見込みと確保策 】

単位：人日／年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	0	0	0	0	0
確保策（B）	0	0	0	0	0
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

##### 【 今後の方向性 】

実施施設が市内にないため、一時預かり事業や児童相談所と連携を図り、ニーズに適切に対応します。

## (5) 乳児家庭全戸訪問事業 . . . . .

### 【 概要 】

市保健師が、生後120日までの乳児のいる全ての家庭を訪問する事業です。訪問のうち育児環境を確認し、産婦の育児不安の解消、産後のメンタルヘルス対策、子どもの発育確認、虐待の早期発見・防止を行い、必要に応じて継続支援につなげます。

### 【 現状 】

単位：件／年

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間延べ訪問件数	96	89	79	75	78

### 【 量の見込みと確保策 】

単位：件／年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	81	77	74	71	68
確保策（B）	81	77	74	71	68
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

### 【 今後の方向性 】

出生数に応じ実施します。

(6) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業・・・・・・・・

【 概要 】

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要であると認められる家庭を訪問し、保護者の育児、家事などの支援を行い、養育能力を向上させるための事業です。保護者が安心して出産、子育てができる環境づくりと、育児不安や産後うつ症状等への予防・ケアを目的とします。

要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業は、保護者のいない児童、保護者に監護させることが不相当であると認められる児童、保護者の養育の支援が特に必要と認められる児童または出産後の養育について出産前の支援が特に必要な妊婦への適切な支援を図る事業です。

【 現状 】

単位：世帯／年

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間延べ派遣世帯数	0	14	16	17	59

【 量の見込みと確保策 】

単位：人／年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	51	48	45	43	41
確保策（B）	51	48	48	43	41
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

事業の実施については、より効果的な支援を行うことができるよう、事業のあり方等について、検討しながら量の確保に努めます。

(7) 地域子育て支援拠点事業・・・・・・・・

【概要】

妊娠期の方、乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談を受けたり、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【現状】

単位：人回／年

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間延べ利用回数	—	4,942	5,568	11,129	11,176
設置箇所数	0箇所	1箇所	1箇所	2箇所	2箇所

【量の見込みと確保策】

単位：人回／年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	12,391	11,752	11,604	11,112	10,670
確保策（B）	12,391	11,752	11,604	11,112	10,670
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

平成29年度より2箇所で実施しており、今後、内容の充実を検討します。

## (8) 一時預かり事業 . . . . .

### 【 概要 】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

### 【 現状 】

単位：人日／年

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間開催回数	3,223	3,189	3,990	2,935	2,853
幼稚園における 在園児を対象 とした一時預かり	3,098	3,162	3,808	2,752	2,762
2号認定による 定期的な利用	0	0	0	0	0
その他	125	27	182	183	91



【 量の見込みと確保策 】

単位：人日／年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	3,343	3,080	2,760	2,647	2,516
幼稚園における 在園児を対象 とした一時預かり	3,244	2,987	2,672	2,563	2,435
2号認定による 定期的な利用	0	0	0	0	0
その他	99	93	88	84	81
確保策（B）	3,444	3,187	2,872	2,763	2,635
幼稚園における 在園児を対象 とした一時預かり	3,244	2,987	2,672	2,563	2,435
2号認定による 定期的な利用	0	0	0	0	0
その他	200	200	200	200	200
差引（B）－（A）	101	107	112	116	119
幼稚園における 在園児を対象 とした一時預かり	0	0	0	0	0
2号認定による 定期的な利用	0	0	0	0	0
その他	101	107	112	116	119

【 今後の方向性 】

ニーズに対応しつつ、年度ごとの利用状況を見ながら適切に事業を実施します。

## (9) 病児保育事業（病児・病後児保育事業） ● ● ● ● ● ● ●

### 【 概要 】

病児及び病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

### 【 現状 】

単位：人日／年

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間延べ利用日数	0	0	0	1	19

### 【 量の見込みと確保策 】

単位：人日／年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	17	17	16	15	15
確保策（B）	17	17	16	15	15
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

### 【 今後の方向性 】

ニーズに対応しつつ、年度ごとの利用状況を見ながら適切に事業を実施します。

## (10) ファミリー・サポート・センター事業 . . . . .

### 【 概要 】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（利用会員）と当該援助を行うことを希望する者（援助会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

### 【 現状 】

単位：人日／年

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間延べ登録児童数	66	262	208	212	169

### 【 量の見込みと確保策 】

単位：人日／年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	183	180	175	162	157
確保策（B）	183	180	175	162	157
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

### 【 今後の方向性 】

利用状況やニーズを踏まえ、ニーズが充足される確保の内容を維持していきます。

## (11) 妊婦健康診査事業 . . . . .

### 【 概要 】

医療機関において妊婦の健康診査を行うことで、健康管理を促し、妊婦及び乳児の死亡率の低下、流産・死産の防止を図る事業です。

妊娠の届け出の際に母子健康手帳交付と併せて14回分の妊婦健康診査受診票を交付します。また、出産予定日現在35歳以上となる妊婦を対象に、超音波検査1回分の受診票を交付します。

### 【 現状 】

単位：人／年

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
受診対象者数	193	165	143	139	137

### 【 量の見込みと確保策 】

単位：人／年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	120	118	113	108	104
確保策（B）	120	118	113	108	104
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

### 【 今後の方向性 】

妊婦数に応じ実施します。

## (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業・・・・・・・・

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等及び幼稚園（未移行）における食材費（副食費）に対する助成をする事業です。

## (13) 多様な主体が制度に参入することを促進するための事業・・・・・・・・

新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成（幼稚園特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業です。

## 5 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

- ・認定こども園が幼稚園及び保育所（園）の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず、柔軟に、子どもを受け入れられる施設であることを周知します。
- ・幼稚園及び認可保育所（園）から認定こども園への移行に必要な支援、その他認定こども園の普及に必要な支援を行います。
- ・認定こども園、幼稚園及び認可保育所（園）の相互の連携並びに認定こども園、幼稚園及び認可保育所（園）と小学校等との連携を推進します。
- ・認定こども園、幼稚園及び認可保育所（園）は、子ども・子育て支援の中核的な役割を担う教育・保育施設である一方で、家庭的保育事業や小規模保育事業などの地域型保育事業は、供給が不足しがちな3歳児未満の保育を地域に根差した身近な場での保育を提供する役割を担うものです。この両者が相互に補完することによって、必要とされている教育・保育の量の確保と質の充実につながることから、地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携により、切れ目なく適切に保育が受けられるよう推進していきます。
- ・保育士の人材確保対策の充実など、保育の質の担保・向上を図るとともに、国等の動向を踏まえ、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等の体制整備に努めます。
- ・国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行います。

## 6 子育てのための施設利用給付の円滑な実施の確保に関する事項

幼児教育の負担軽減を図る少子化対策や生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性に鑑み、国の施策として幼児教育・保育の無償化を実施するため、子ども・子育て支援法が改正され、令和元年10月1日に施行されました。この改正により、従来から子ども・子育て支援新制度における「子どものための教育・保育給付」により給付対象とされていた幼稚園、保育所等の保育料が無償化されるほか、これまで法に位置付けされていなかった新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設、幼稚園預かり保育等を利用した際の利用料に対する給付制度が「子育てのための施設等利用給付」として創設されることとなりました。

そのため、この新たな給付については、特定子ども・子育て支援施設等の運用に支障がないよう必要な様式や給付方法等について定めます。また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について認可外保育施設の監査状況等の情報提供を県に依頼する等、県と連携して実施します。





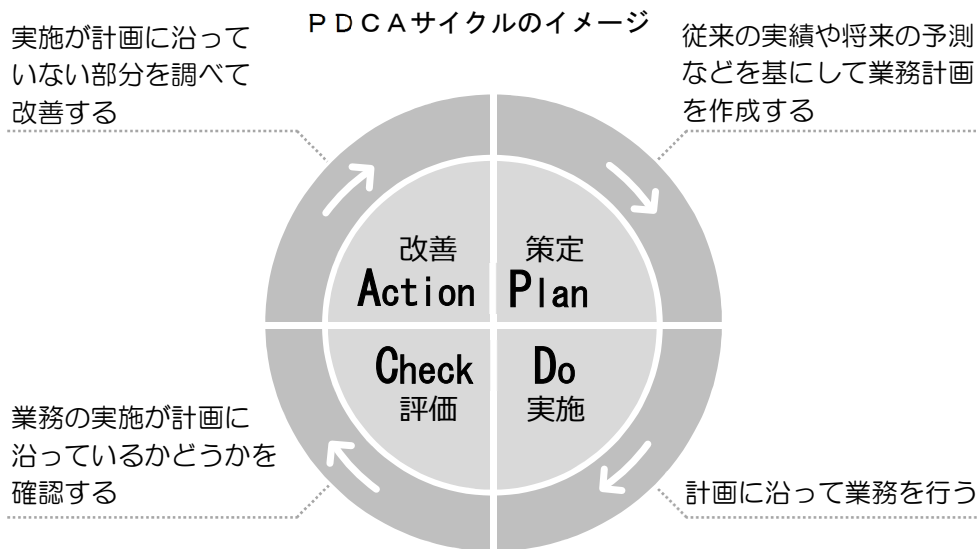


第6章 計画の推進

## 1 計画の進捗管理

本計画に基づく取り組みの実施に当たっては、年度ごとに点検・評価を行い、その結果を踏まえ、たうで取り組みの充実・見直しを検討する等、PDCAサイクルを確保し本計画を計画的かつ円滑に推進することが重要です。

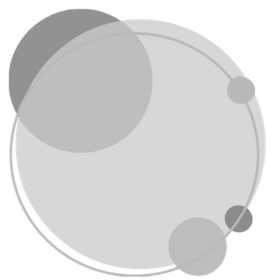
計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「上野原市子ども・子育て会議」において、施策の実施状況について点検、評価し、これに基づいて、実施に向けて検討及び取り組みを進めます。



## 2 計画の推進

本計画を推進していくためには、庁内関係各課、民生委員・児童委員や子育てに関係する市民活動団体等との連携、そして、地域の方々の協力と参加が必要です。

そのため、市民に対して積極的に情報提供をしていくとともに、市と幼稚園、保育所、認定こども園、学校等、各種団体、地域住民との連携を図ります。



## 參考資料

# 1 上野原市子ども・子育て会議条例

平成25年6月21日

条例第15号

改正 平成30年12月19日条例第34号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、上野原市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱し、任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 子ども・子育て会議に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、市長が行う。

2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉保健部子育て保健課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 12 月 19 日条例第 34 号)

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

## 2 上野原市子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略)

	氏名	所属等	備考
委員長	木村 龍平	帝京科学大学	
副委員長	石井 明宏	上野原市立小学校校長会	
委員	遠藤 美智子	上野原市議会議員	
委員	和田 正樹	上野原市教育委員会	
委員	山口 正文	民生委員・児童委員協議会	
委員	小俣 美代子	上野原私立幼稚園代表	
委員	田中 政巳	上野原市立中学校校長会	
委員	志村 祐司	上野原市立保育所保護者会	平成30年度
	中水流 美奈子		平成31年度
委員	石田 信和	上野原私立幼稚園保護者会	平成30年度
	岩田 浩司		平成31年度
委員	和田 豊	上野原市立小学校PTA	平成30年度
	原田 篤		平成31年度
委員	加藤 浩二	上野原市立中学校PTA	平成30年度
	小島 友紀子		平成31年度
委員	野崎 広仁	上野原市総務部	
委員	浅井 明美	上野原市子育て保健課(保育士)	
委員	長島 雅江	上野原市子育て保健課(保健師)	
委員	清水 靖夫	上野原市社会福祉協議会	

### 3 上野原市子ども・子育て会議の開催経過

開催日時	検討内容
平成30年11月20日	第1回 上野原市子ども・子育て会議 (1) 当会議及び子ども・子育て支援制度について (2) アンケート調査について (3) 今後のスケジュールについて
平成30年12月6日 ～12月21日	「子ども・子育て支援事業に係る基礎調査」を実施 調査対象； ・小学校就学前のお子さんの保護者 534人 ・小学生のお子さんの保護者 452人 回収率；74.1%
平成31年3月5日	第2回 上野原市子ども・子育て会議 (1) 第2期上野原市子ども・子育て支援事業計画に 策定に係る調査業務結果報告書について
令和元年6月25日	第3回 上野原市子ども・子育て会議 (1) アンケート調査からの課題について (2) 第2次上野原市子ども・子育て支援事業計画 体系(案)について
令和元年10月1日	第4回 上野原市子ども・子育て会議 (1) 第2期上野原市子ども・子育て支援事業計画 (案)について (2) 量の見込みについて
令和元年12月3日	第5回 上野原市子ども・子育て会議 (1) 第2期上野原市子ども・子育て支援事業計画 (案)について
令和2年1月6日 ～1月31日	第2期上野原市子ども・子育て支援事業計画(素案) に対するパブリックコメントを実施 パブリックコメントで意見が出なかったため、各委員 へ資料送付により最終案を承認
新型コロナウイルスの感染拡大 の防止のため、会議の開催を中止 し、書面にて協議を実施	第6回 上野原市子ども・子育て会議 (1) 第2期上野原市子ども・子育て支援事業計画に ついて

## 4 用語解説

### 【あ行】

#### 育児休業制度

出産後の一定期間、育児をするため労働者が休業できる制度。

### 【か行】

#### 確保方策

市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて、潜在ニーズを含めて量の見込みを把握し、それに対応する「確保方策」を定めることとなっている。

#### 家庭的保育

児童福祉法に基づいて区市町村が行う保育事業。日中、家庭で子を保育できない保護者に代わって、自治体の認定を受けた保育者が居宅等で保育を行う。

#### 協働

市民をはじめ自治会・町会、団体・NPO、事業者及び市が共通の目的を持って、相互に自主性を考慮しつつ、それぞれが持つ知識、技術などの資源を提供し合い、協力して取り組むこと。

#### 子育て安心プラン

国における子育て支援策として、待機児童解消に必要な受け皿約 22 万人分の予算を平成 30 年度から平成 31 年度末までの 2 年間で確保していくとともに、平成 30 年度から令和 4 年度末までの 5 年間で女性就業率 80%に対応できる約 32 万人分の受け皿を整備していくこととした対策。

#### 子育て世代包括支援センター

主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行い、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことにより、地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を構築することを目的とすること。

#### 子ども・子育て関連3法

「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3つの法律。



## 子ども・子育て支援新制度

就学前の子どもを対象とした幼稚園・保育所等や、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めるための制度。

## 子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育や、地域の子育て支援等についての需給計画。

## 子ども・子育て支援法

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための法律。

## コミュニティ・スクール

学校運営協議会制度のこと。学校と保護者や地域の方々がともに知恵を出しあい、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」をすすめる、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6にもとづいた仕組みのこと。

### 【さ行】

## 次世代育成支援対策推進法

将来、社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成を目的として、平成15年に制定された法律。

## 食育

さまざまな経験を通じ、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活が実践できる知識を身に付けること。

## 新・放課後子ども総合プラン

放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等により、すべての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を目標とし、放課後児童対策の取り組みをさらに推進する対策。

### 【た行】

## 待機児童

認可保育所等に入園申込みをしたが、入所できていない児童を「入所待ち児童」と言い、その人数から、国の定義に基づき、私的な理由で特定の保育所等のみを希望している方等を除いた数が「待機児童」となっている。

## 特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給対象施設として確認する「教育・保育施設」を言う。認定こども園、幼稚園、保育所が該当する。

### 【な行】

#### 認定こども園

幼稚園と保育園の機能をあわせ持つ施設で、おおむね0歳から就学前の児童に保育園の時間帯（おおむね7時から18時）で保育・幼児教育を行う施設。

### 【は行】

#### 病児・病後児保育

地域の児童を対象に当該児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて看護師等が保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応等を行う事業。

#### ファミリー・サポート・センター

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

#### 放課後児童クラブ

児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校の子どもたち（放課後児童）に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図るもの。

#### 放課後等デイサービス

児童福祉法第6条の2の2第4項の規定に基づき、学校（幼稚園及び大学を除く。以下同じ。）に就学している障害児に、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与することとされている。放課後等デイサービスは、支援を必要とする障害のある子どもに対して、学校や家庭とは異なる時間、空間、人、体験等を通じて、個々の子どもの状況に応じた発達支援を行うことにより、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図るものである。

### 【や行】

#### ユニバーサルデザイン

一定の年齢、性別、国籍、心身状態の人を対象とするのではなく、どのような人でも利用することができる施設や製品、設計のこと。

## 幼稚園

満3歳から小学校入学までの幼児の教育を行う教育機関。学校教育法22条によれば「幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする」。

## 幼稚園の預かり保育

保護者の要請等により、幼稚園において通常の教育時間終了後に希望者を対象として行う教育活動のこと。

## 要保護児童対策地域協議会

要保護児童（虐待を受けた児童等）の適切な保護を図るため、関係機関等により構成される組織で、要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う。

## 【ら行】

### 量の見込み

市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等を行い、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の「見込み」を推計することとなっている。

## 【数字／英字】

### 1号認定

満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの。（内閣府 子ども・子育て支援制度ハンドブックより）

### 2号認定

満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの。（内閣府 子ども・子育て支援制度ハンドブックより）

### 3号認定

満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの。（内閣府 子ども・子育て支援制度ハンドブックより）

---

第2期上野原市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

発行 上野原市役所 子育て保健課 子育て支援担当  
〒409-0192 山梨県上野原市上野原 3163  
TEL 0554-62-4134 FAX 0554-30-2041

---



